

第5章 計画の具体的な展開

※ 本章で掲載している各事業は令和6年度（2024年度）時点のものであり、計画期間中（令和6～8年度）の事業実施を担保するものではなく、目標達成状況の変化などに応じて事業内容を変更することがあります。

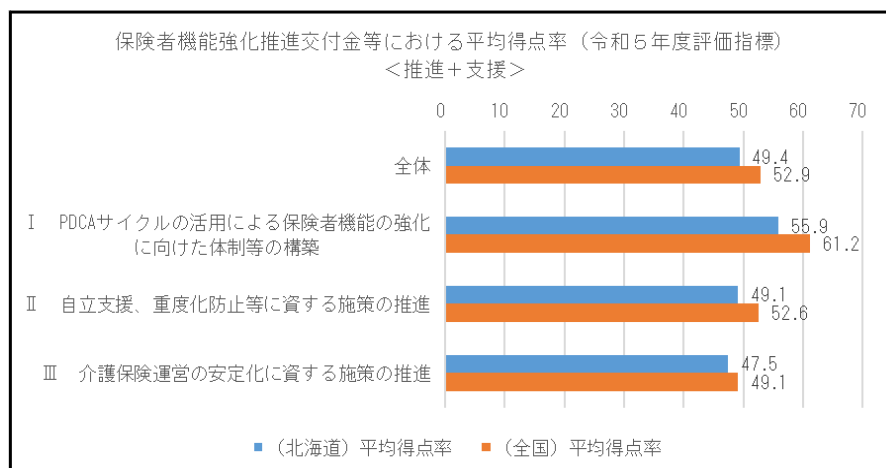
第1節 地域包括ケアシステム構築のための地域づくりと地域ケア会議の推進

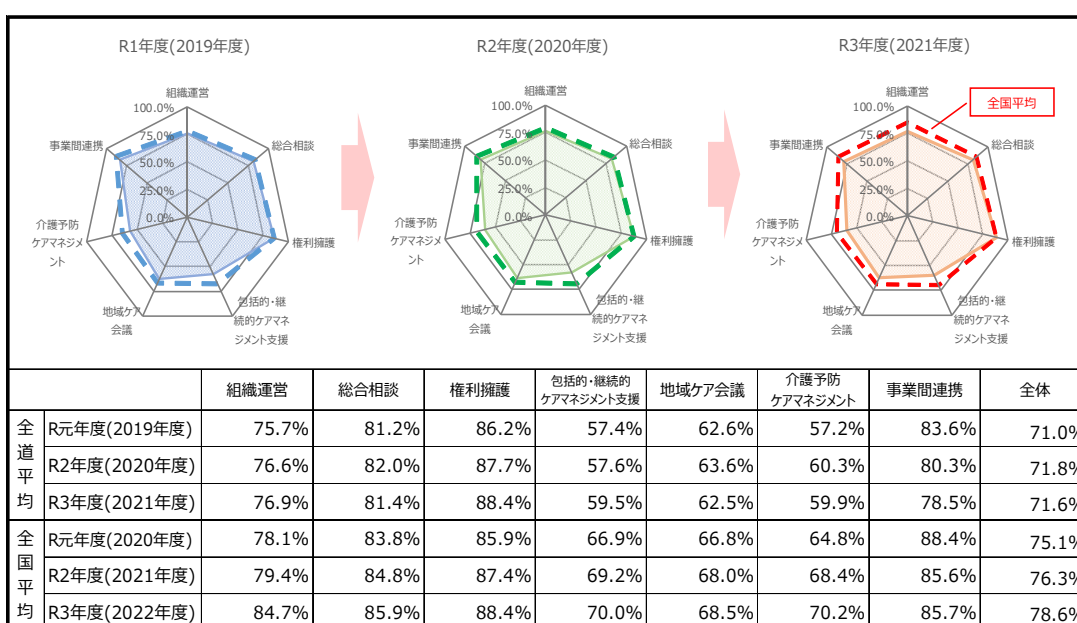
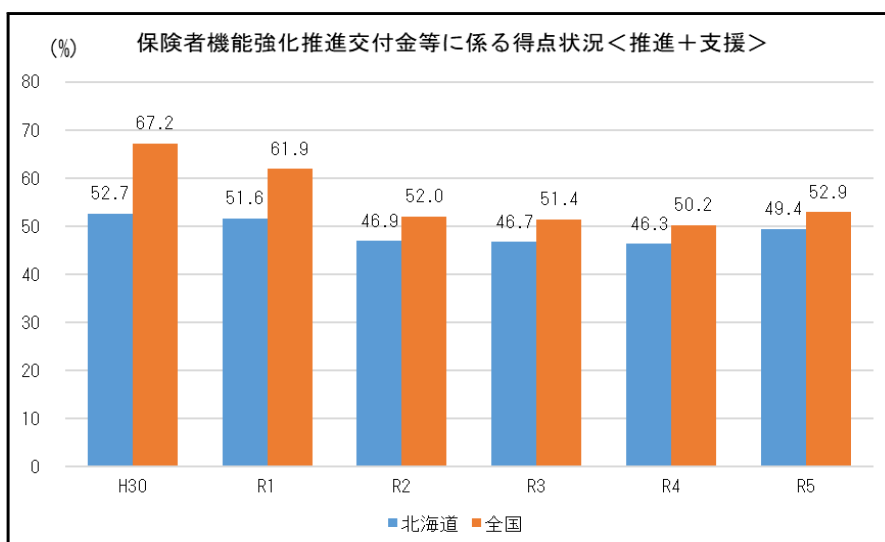
1 保険者機能及び地域包括支援センターの機能強化

(1) 現状と課題

- 今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。）の実現に向けた中核的な基盤となるものです。
- すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であり、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取り組みをデザインする、「地域デザイン機能」の強化が求められています。
- そのため、地域包括ケアシステムの体制構築の主体である市町村の保険者機能の一層の発揮や、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化が求められています。
- 市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金等の評価指標に基づき全道と全国平均の達成状況を比較すると、いずれも全国平均を下回っており、市町村が抱える課題解決に向けた支援が必要です。
- 本道の地域包括支援センターの組織・運営体制や、包括的・継続的ケアマネジメント支援は、年々上昇傾向ではあるものの、全国平均と比較すると低い状況にあるため、他市町村における取組状況の共有やセンター職員の資質向上などの支援が必要です。

(2) 関連データ





(3) 施策の方向性

- 保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、市町村の実情及び地域課題の分析を行い、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた取組を支援します。
- 地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務、高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待対応などの権利擁護業務、関係機関との連携構築や地域ケア会議の運営などの機能強化を図るため、センター職員等を対象とした意見交換会や研修会を開催します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容(インプット)>

- 地域支援事業交付金
 - ・ 市町村が実施する包括的支援事業に要した費用に対し、介護保険法の規定により定められた額の交付金を交付する。
- 地域包括支援センター機能充実事業
 - ・ 管内市町村や複数の地域包括支援センターにおける包括的支援事業等における情報共有や相対的な評価等を行うため、意見交換会を開催する。
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員の資質向上に係る研修を実施する。

<目標（アウトプット）>

- 地域包括支援センター等意見交換会 開催回数 28回／年
- 地域包括支援センター職員研修 参加者数 500人／年

（5）達成目標（アウトカム）

- 保険者機能強化推進交付金等の平均得点率

R5 : 49.4%	→	R8 : 全国平均以上
------------	---	-------------

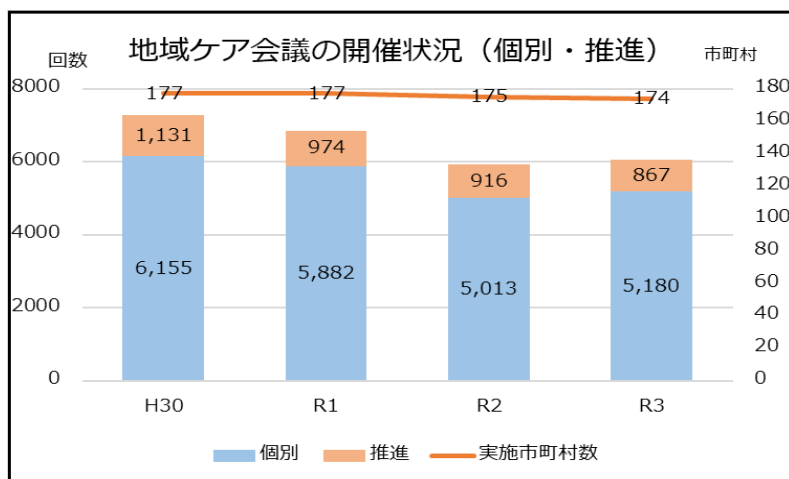
2 地域ケア会議の推進

(1) 現状と課題

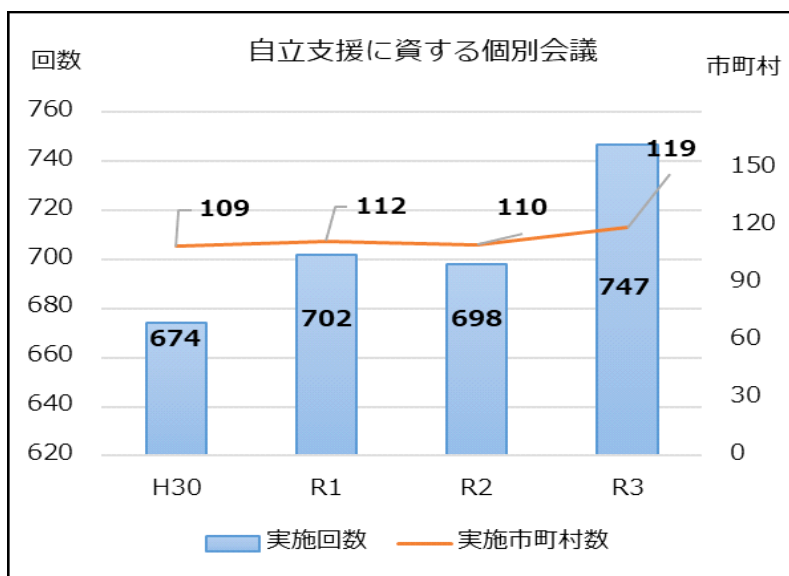
- 地域包括ケアシステムの実現に向けて、市町村（保険者）をはじめ各地域包括支援センターは、地域の関係者から構成される地域ケア会議を開催することになっています。
- 地域包括支援センターでは、「地域ケア個別会議」を開催し、高齢者の自立支援に向け、医師やリハビリテーション等の専門職、地域の関係者により、個別事例に対する必要な支援の検討を行うとともに、地域支援ネットワークの構築や地域課題の把握が求められています。また、「自立支援に資する地域ケア個別会議」では、自立支援・介護予防の観点から地域ケア個別会議を活用することで「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」を目指します。
- 市町村は、地域包括支援センターが行う地域個別ケア会議から抽出された地域課題について、課題解決のための施策等を検討する「地域ケア推進会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域において高齢者が自立した日常生活を営むために必要な支援体制の整備に向けた政策形成を行うことが重要となっています。

(2) 関連データ

- 地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を開催している市町村数及び回数



- 自立支援に資する地域ケア個別会議を開催している市町村数及び回数



(3) 施策の方向性

- 地域ケア会議で専門的なアドバイスができる専門職を育成します。
- 多様化・複雑化する個別課題の解決を図るため、弁護士などの専門職を必要に応じて地域ケア会議に派遣し、有効な会議の実施を支援します。
- 市町村において、要支援高齢者の自立を支援するため、多職種が連携した「自立支援型地域ケア個別会議」が実施できるよう、アドバイザーを派遣します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 地域リハビリテーション指導者養成等事業
 - ・ 介護保険施設等に所属するリハビリテーション専門職に対し、地域ケア個別会議における役割と効果的な助言方法などの研修会を開催する。
- 地域包括支援センター機能充実事業（再掲）
 - ・ 地域包括支援センター等に対し、地域ケア会議における困難事例の解決を図るため、必要に応じて弁護士や専門医等を派遣する。
- 食・口腔機能改善専門職等養成事業
 - ・ 地域ケア会議において、歯科医療従事者に対し、口腔の観点から専門的な助言をするための研修会等を開催するとともに、地域ケア会議等への参加促進を図る。
- 自立支援・重度化防止等市町村支援事業
 - ・ 地域ケア会議の取組を市町村に普及等していくため、市町村職員等へのアドバイスや地域ケア会議立ち上げ・運営などを支援するアドバイザー養成や、地域ケア会議に参加する専門職等に対する研修会を開催します。
 - ・ 市町村等が開催する地域ケア会議に対し、アドバイザーによる現地支援を実施します。

<目標（アウトプット）>

- 自立支援・重度化防止に向けたリハビリ専門職の指導者養成研修の開催 受講者数 150人／年
- 地域包括支援センター職員研修 参加者数 500人／年（再掲）
- 食・口腔機能改善専門職等養成研修 参加者数 150人／年
- 地域ケア会議普及・啓発セミナーの開催 参加者 150人／年
- 地域ケア会議等への広域専門員・リハビリ専門職等の派遣 回数 90回／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 地域ケア個別会議開催市町村数
R4：174市町村 → R8：全市町村（179市町村）
- 自立支援型地域ケア個別会議開催市町村数
R4：119市町村 → R8：全市町村（179市町村）

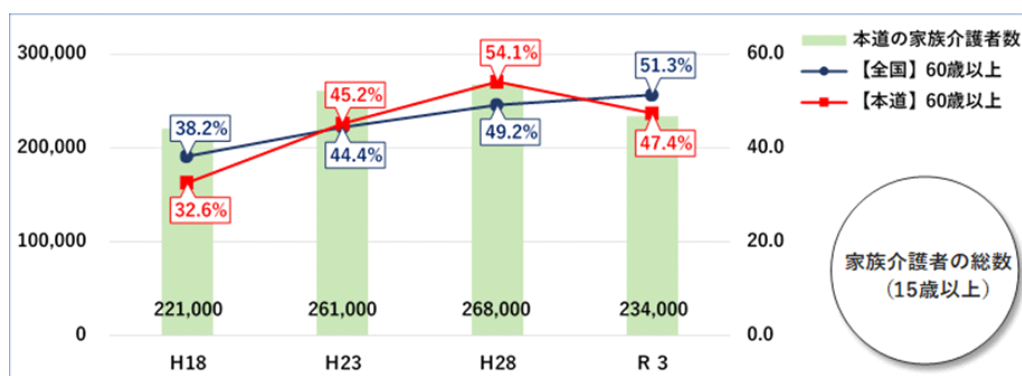
3 家族介護者への支援

(1) 現状と課題

- 全国平均以上に少子高齢化や核家族化が進展する本道において、一人当たりの家族介護者（以下「ケアラー」という。ケアラーには、ヤングケアラー（ケアラーのうち、18歳未満の者）を含む。）にかかる負担はより大きくなることを見込まれています。
- ケアラーの支援にあつては、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、道民全体が一体となって地域づくりを推進していく必要があることから、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」を施行しケアラー支援に係る各般の施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年4月から「北海道ケアラー支援推進計画」を開始しました。
- 国の社会生活基本調査によると、道内のケアラーは令和3年時点で23万4千人と推計されており、そのうち約5割が60歳以上となっています。
- 道内のケアラー支援に関する認知度は高いといえない状況にあるほか、「家族による介護が望ましい」といった見方もあり、支援が必要であっても対外的には相談できず、ケアラー自身が悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されることから、ケアラーに関する道民の認知度を高め、適切な理解の促進を図っていく普及啓発の取組や、ケアラーを支援するための地域づくりが必要となります。

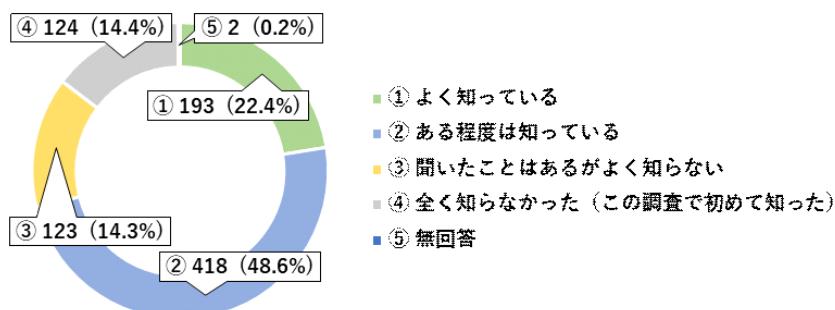
(2) 関連データ

家族介護者数の推計値



資料：総務省「社会生活基本調査」

ケアラー・ヤングケアラーという言葉の認知度



資料：令和4年度道民意識調査

(3) 施策の方向性

- 周囲の関係者や地域住民がケアラー支援について理解を深め、支援の必要性に気づき、適切な支援につなげるためには、社会的認知度を向上させることが重要であることから、ケアラーに関する道民の認知度を高め、理解促進を図るための普及啓発に取り組みます。
- 孤立や潜在化しがちなケアラーを早期に発見・把握し、適切かつ効果的な支援やサービスにつなげるため、市町村や地域包括支援センターなどの関係機関の職員等を対象とした研修を実施するなど、相談支援体制の構築と相談窓口の明確化に係る取組を推進していきます。
- ケアラーの負担を軽減するための取組として、ケアを必要とする家族への公的支援やサービスの周知、適切なサービス等の利用支援を行うことが重要であることから、支援を必要とするケアラーがサービス等の情報を入手しやすくするための工夫を講じるよう、市町村や関係機関に働きかけていきます。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- ケアラー支援体制構築事業
 - ・ ケアラー支援の必要性に関する認知度向上を図るためのシンポジウムを開催する。
 - ・ ケアラーへの適切な相談対応と効果的な支援方法を習得するための研修を開催する。
- 地域包括支援センター機能充実事業（地域包括支援センター職員研修）（再掲）
 - ・ 地域包括支援センターの職員を対象に研修を行い、職員の資質向上を図る。

<目標（アウトプット）>

- ケアラー支援に係るシンポジウムの開催 1回／年
- ケアラー支援に携わる関係者への研修 1,000人／年
- 地域包括支援センター職員研修 参加者数 500人／年（再掲）

(5) 達成目標（アウトカム）

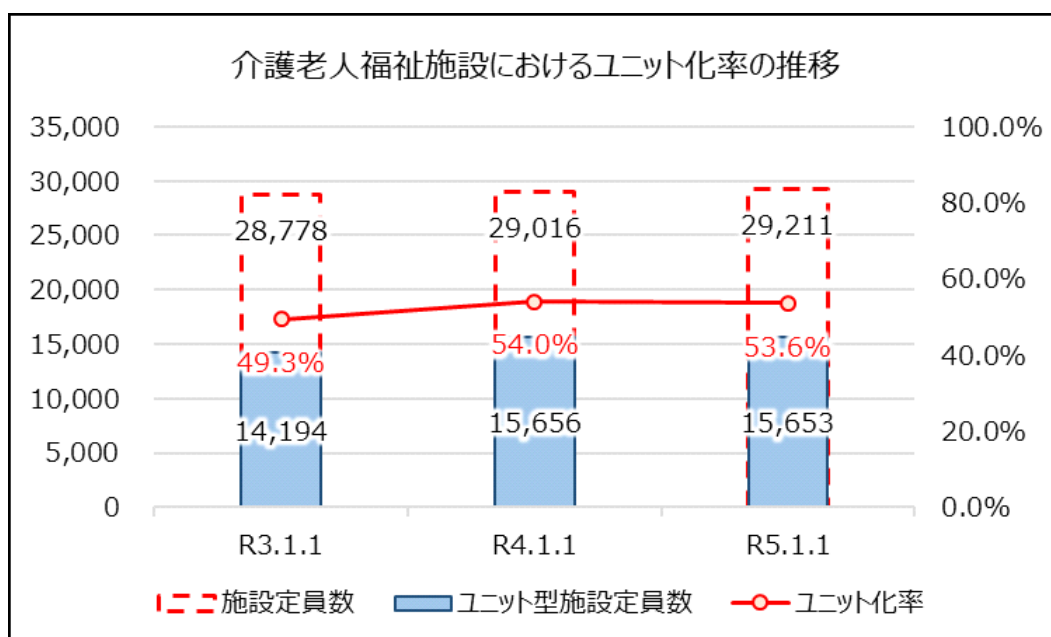
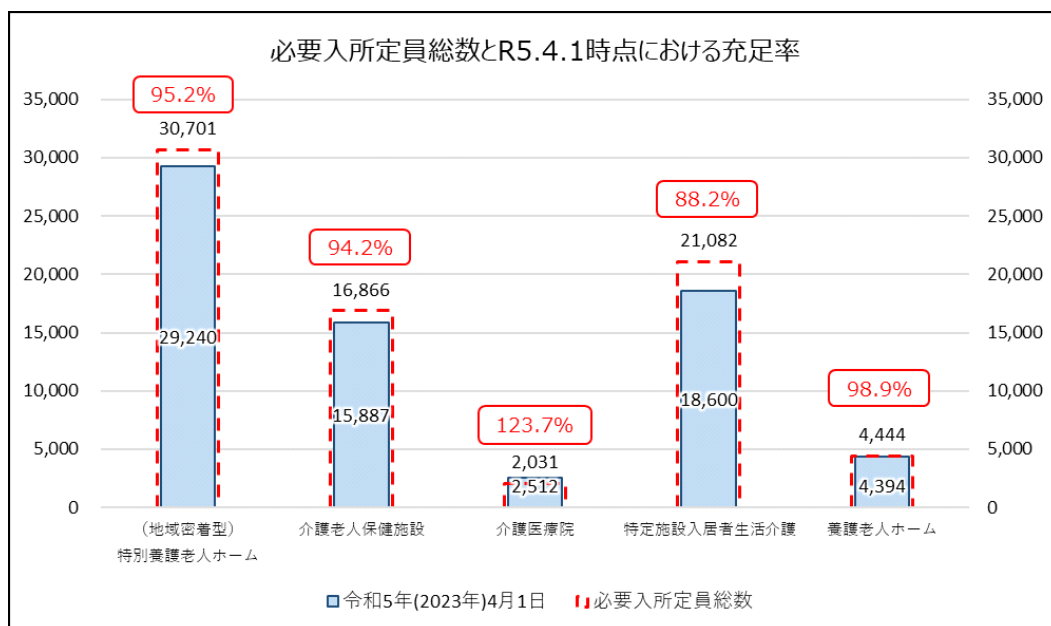
- ケアラーに関する道民の認知度（「よく知っている」と答えた人の割合）
R4：22.4% → R7：50.0%
※ 北海道ケアラー支援推進計画最終年度に合わせて目標値と時期を設定。
- 相談支援体制の構築と窓口の明確化（「構築している」「構築予定あり」の市町村の割合）
R4：19% → R7：100%
※ 北海道ケアラー支援推進計画最終年度に合わせて目標値と時期を設定。
- 活用可能な社会資源の周知（「在宅医療・介護連携推進事業による事業所リストや認知症ケアパスを作成・周知している」と答えた市町村の割合）
R4：67.6% → R7：100%
※ 北海道ケアラー支援推進計画最終年度に合わせて目標値と時期を設定。

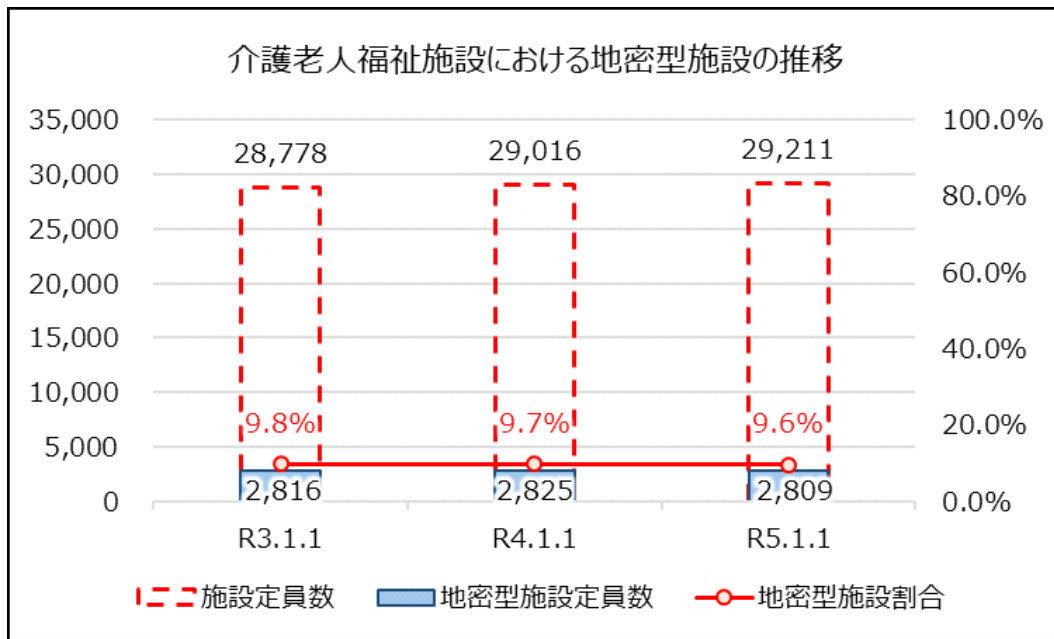
4 介護保険施設等の整備

(1) 現状と課題

- 第8期計画に基づき、介護老人福祉施設等の整備を進め、令和5年（2023年）4月1日時点における必要入所定員総数の充足率は下記関連データのとおりとなっています。
- 利用者のプライバシーに配慮し、できるだけ家庭に近い雰囲気で行うことができる個室・ユニット型は介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）の定員数に占める割合が53.6%となっているほか、身近な地域で家庭的なサービスを受けることができる地域密着型介護老人福祉施設の定員数は、介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）全体の9.6%となっています。
- 高齢者人口が減少に転じている地域もあるほか、支援が必要となる方が増える85歳以上人口のピーク時期など、将来を見据えた需給バランスを精査し、地域の実情に応じた施設整備を推進していくことが必要です。

(2) 関連データ





(3) 施策の方向性

- 介護老人福祉施設等の施設整備については、高齢者保健福祉圏域ごとの必要入所定員総数などを踏まえ整備を進めるほか、老朽化した施設の建替や大規模修繕を必要に応じて行います。
- できるだけ身近な地域で家庭的な雰囲気の中で介護が受けられるよう、地域密着型施設の整備を支援します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護サービス提供基盤等整備事業（感染症拡大防止を除く）
 - ・ 地域密着型サービス施設等の整備や介護施設の開設等に必要な経費を補助する。
- 社会福祉施設整備事業
 - ・ 老人福祉施設等の整備や改修等に要する費用を補助する。

<目標（アウトプット）>

- 介護サービス提供基盤等整備事業を活用し、介護老人福祉施設の整備を行った事業所数 15事業所／年
- 社会福祉施設整備事業を活用し、介護老人福祉施設（定員30名以上）の整備（創設・改築・増築・大規模修繕）を行った事業所数（札幌市、旭川市、函館市を除く） 6事業所／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の定員数
R5 : 29,240人 → R8 : ○○人 ※市町村の必要定員を積み上げて年内目途に算出
- 介護老人福祉施設（地域密着型含む）におけるユニット型施設の割合
R5 : 53.6% → R8 : 59.8%

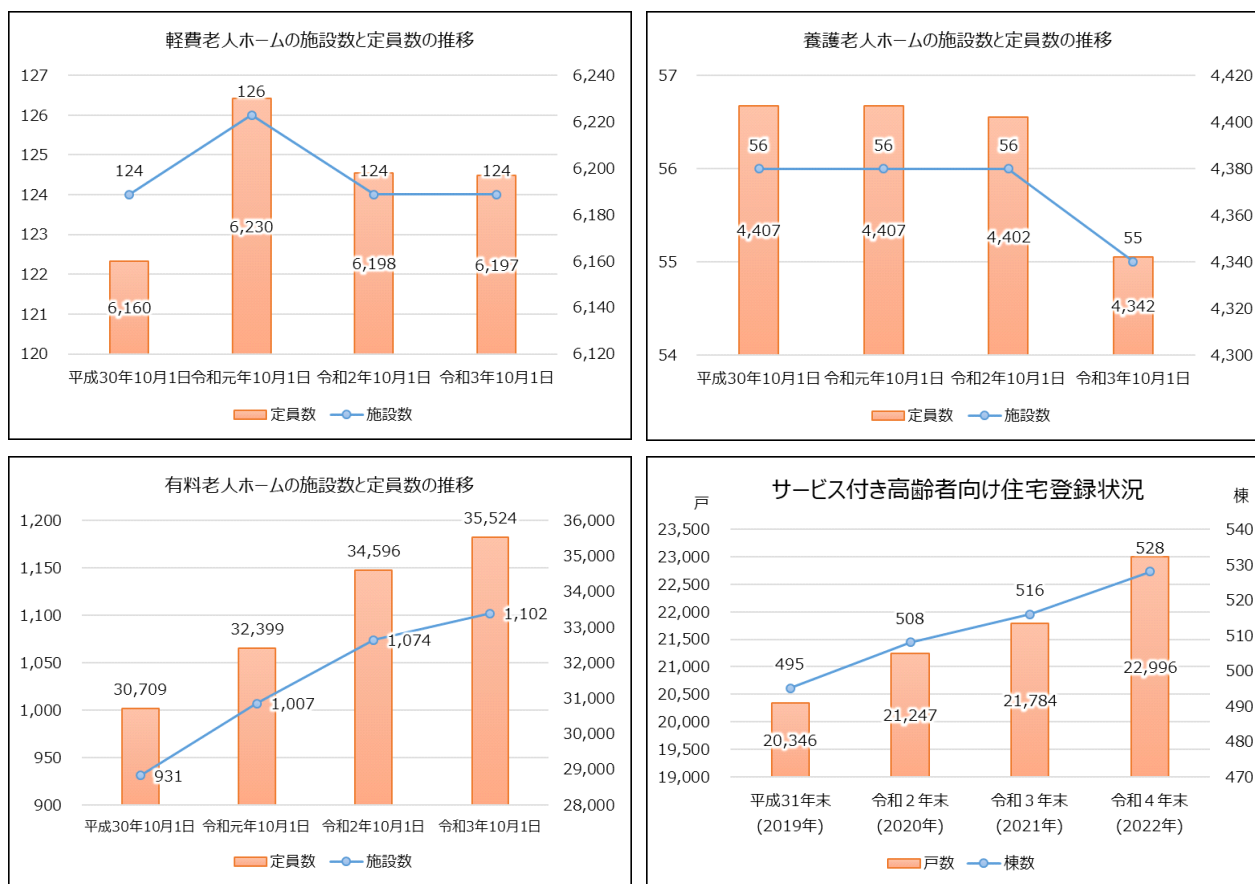
精
査
中

5 高齢者の多様な住まいと住まい方への支援

(1) 現状と課題

- 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の身体的・経済的状況等に応じた適切な住まいが安定的に確保されることが重要です。
- 軽費老人ホームは、低額な料金で高齢者が安心して生活することができる施設として大きな役割を果たしていることから、引き続き一定数を維持していく必要があります。
- 養護老人ホームは、困難な生活課題を抱える高齢者の自立支援のための施設として役割を担っています。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、比較的入居までの期間が短く入居しやすいことなどから、整備が着実に進んできており、高齢者の住まいの選択肢としてニーズが高まっています。

(2) 関連データ



(3) 施策の方向性

- 入所者の身体的・経済的状況や希望に応じた多様な高齢者向けの住まいの整備に向け、引き続き支援を行います。
- 軽費老人ホームについては、引き続き低所得高齢者の自己負担を軽減し、施設で安心した生活を送ることができるよう支援を行います。
- 有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者は介護度が年々重度化することが見込まれることから、入居者が必要な介護サービスを施設から受けることができる特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定め、計画的に指定を行います。
- 住宅の確保が困難な高齢者については、公営住宅の持つ住宅セーフティネット機能が果たされるよう、公営住宅の供給にあたっては、社会経済情勢等の変化を踏まえつつ、必要数を確保するほか、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を行います。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護サービス提供基盤等整備事業（感染症拡大防止を除く）
 - ・ 地域密着型サービス施設等の整備や介護施設の開設等に必要な経費を補助する。
- 社会福祉施設整備事業
 - ・ 老人福祉施設等の整備や改修等に要する経費を補助する。
- 軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助事業
 - ・ 軽費老人ホームを運営する社会福祉法人等に対し、入居者への負担減免額を補助する。
- 地域づくり総合交付金（福祉振興・介護保険基盤整備事業）
 - ・ 福祉車両の購入またはリフト機能を付加する改修に要する経費やデイサービスセンターの整備などに要する経費を補助する。
- 道営住宅事業特別会計
 - ・ ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備、管理等

<目標（アウトプット）>

- 介護サービス提供基盤等整備事業（感染症拡大防止を除く）を活用し、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護付きホーム（特定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）の整備等を行った事業所数 7事業所/年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 特定を受ける有料老人ホームの定員数

R5 : 3,920人 → R8 : ○○人

※市町村が見込むサービス必要量を積み上げて算出予定

- サービス付き高齢者向け住宅戸数

R5 : 24,680戸 → R8 : 27,000戸

精
査
中

第2節 生活支援体制整備の推進

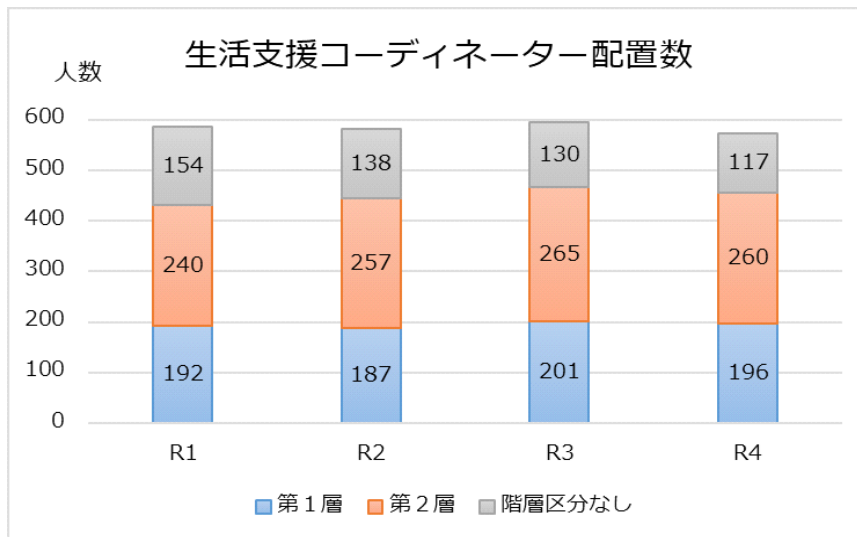
1 在宅生活を支援するサービスの充実

(1) 現状と課題

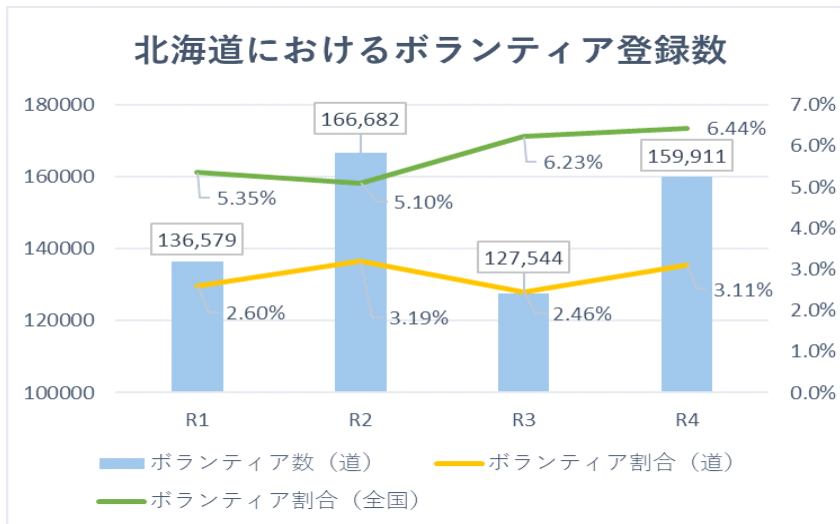
- 高齢者が住み慣れた自宅や地域で自分らしく生活するためには、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスだけではなく、地域の自助、公助を基本とした生活支援・介護予防サービスの充実が必要です。多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくためには、市町村が中心となって、生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、サービス等の担い手の養成等を通じ、事業主体の支援や協働体制の充実・強化を図ることが重要です。
- また、介護従事者の確保が課題となる中、比較的軽度な支援である見守りや家事支援、交流の場づくり等の生活支援サービスの提供については、地域住民を含め、多様な担い手の力を活かしながら地域における支え合いの体制を構築していくことが必要です。
- 地域の関係者や行政機関が定期的に情報を共有し、連携を強化しながら地域の課題解決に向けた活動方針を決定する場である協議体の設置状況は、市町村区域で、主に不足するサービスや担い手の創出・養成などの資源開発を行う第1層協議体を設置している市町村が179市町村、そのうち中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開する第2層協議体も設置している市町村が29市町村となっています。
- 地域の特性に応じた多様な生活支援や介護予防などの体制づくりを促進し、その充実強化が図られるよう、生活支援コーディネーターが各市町村で活躍しており、その配置状況（令和4年度）は、第1層生活支援コーディネーター（196名）、第2層生活支援コーディネーター（260名）、特に階層区分を設けていない生活支援コーディネーター（117名）となっています。
- 生活支援コーディネーター及び協議体の取組が効果的に行われるよう、資質向上を目的とした研修等を行っていく必要があります。

(2) 関連データ

- 生活支援コーディネーター配置数



○ ボランティア登録数



(3) 施策の方向性

- 元気な高齢者等が援助を必要とする高齢者等の日常生活でのちょっとした困りごとを手助けするなど、地域における支え合いの仕組みづくりが推進されるようボランティアの育成や生活支援コーディネーターの養成を行います。
- 生活支援サービスの実施状況等を把握し、取組事例の共有等を図り、市町村における生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。
- 移送サービスなど高齢者にとってニーズの高い生活支援サービスの導入に向け、市町村に対し、導入手法などについて研修会や情報提供を行うなど支援します。
- 地域づくりの環境を整備していく協議体の立ち上げ支援や機能向上を図るため、市町村に対し、必要性についての理解促進や事例報告等、研修会等を通じて支援します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容 (インプット) >

- 介護予防・生活支援サービス等充実支援事業
 - ・ 新たに市町村に配置される生活支援コーディネーター等を対象に、基礎知識の習得を目的とした研修を行うほか、既に活動している生活支援コーディネーター等を対象に、スキルアップを目的とした研修を行う。
- 自立支援・重度化防止等市町村支援事業
 - ・ 市町村を対象に、生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業等の活用に基づく、地域の多様な生活支援・介護予防体制を整備できるよう伴走型支援を行う。
- 地域支援事業交付金 (再掲)
 - ・ 市町村が実施する包括的支援事業 (生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置) に要した費用に対し、介護保険法の規定により定められた額の交付金を交付する。

<目標 (アウトプット) >

- 生活支援コーディネーター養成研修会の開催 受講者数 300人/年
- 伴走型支援数 3市町村/年

(5) 達成目標 (アウトカム)

- 道内のボランティア登録者割合

R4 : 3.11%	→	R8 : 増加
------------	---	---------

第3節 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

1 健康づくりと介護予防の推進

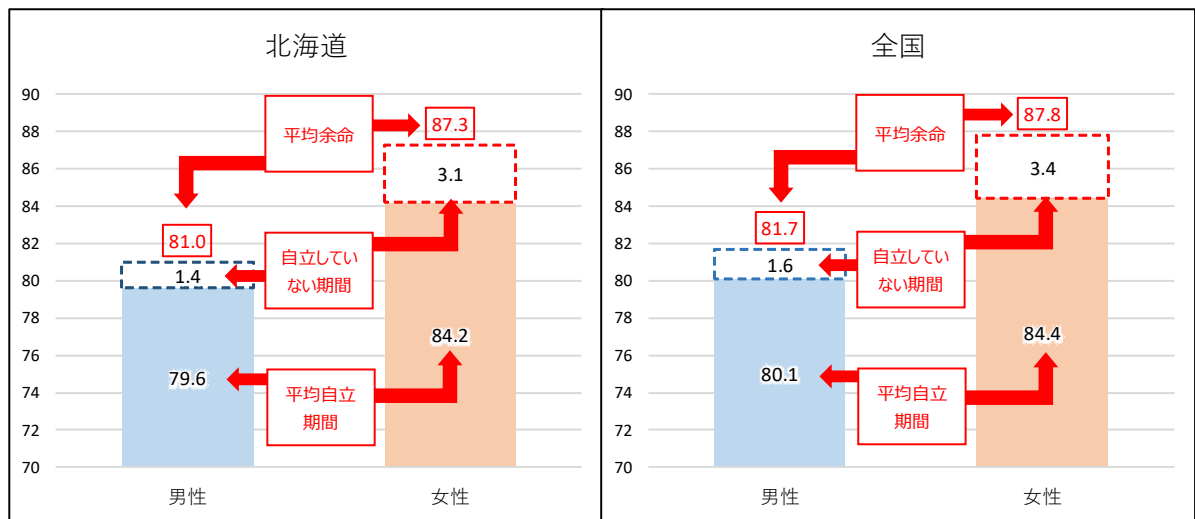
(1) 現状と課題

- 高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護状態等の予防等が重要です。
- 要介護状態等の予防等に当たっては、機能回復訓練だけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる地域づくりを進めることが重要です。
- 介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル*、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、連続的に捉えて支援するという考え方に立つて行う必要があります。
- 運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、身近な場所で健康づくりに参加でき、また、フレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を図ることが重要です。
- 高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するためには、地域リハビリテーション体制の構築を進め、関係団体・関係機関等の保健・医療・福祉の関係者で構成される協議会を設け、各市町村の実情に応じて、取組を進めていくことが重要です。

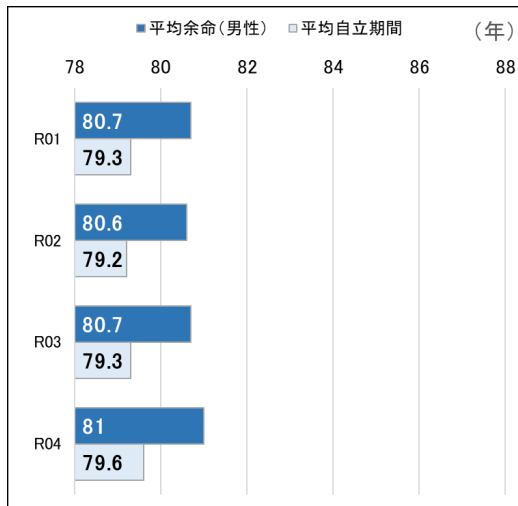
* 「フレイル」とは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と日本老年医学会により定義されています。

(2) 関連データ

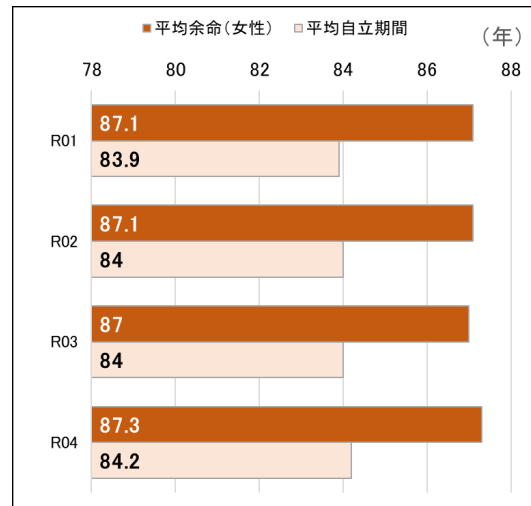
- 平均余命・平均自立期間（自立～要介護1）及びその差（自立していない期間）



○ 北海道における平均余命・平均自立期間（自立～要介護1）の経年推移
（男性）



（女性）



（3）施策の方向性

- 効果的な介護予防事業の推進に向け、PDCAサイクルに沿った取組が展開されるよう、フレイルや介護予防に関する知識や技術を習得するための研修会を開催し、専門職等の資質向上を図ります。
- 市町村が地域支援事業等で実施する介護予防事業等に要した費用の一部について、交付金を交付するほか、適宜必要な助言を行うなど市町村が効果的な取組を行えるよう支援します。
- 地域の関係機関等と連携し、機能訓練を必要とする高齢者などに対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援します。
- 地域リハビリテーション支援体制の構築を進めるため、関係機関と連携し、市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化を支援します。
- 後期高齢者医療広域連合と市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう、その調整や他の関係団体との連携体制の構築など連携にあたって支援します。

（4）主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 自立支援・重度化防止等市町村支援事業（再掲）
 - ・ 市町村や地域包括支援センター職員、関係団体を対象に、一般介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業等の活用に基づく地域の多様な生活支援・介護予防サービスの充実を図ることを目的とした研修等を開催する。
- 老人クラブ活動推進費補助金（老人クラブ活動支援事業費）
 - ・ 老人クラブ連合会が行う、介護予防や健康増進を目的とした健康づくり活動や友愛活動の推進を図るため、研修事業や研修会講師の派遣等の取り組みに助成する。
- 地域支援事業費交付金（再掲）
 - ・ 市町村が実施する介護予防事業等に要した費用に対し、介護保険法の規定により定められた額の交付金を交付する。
- 地域リハビリテーション指導者養成等事業（再掲）
 - ・ 市町村が行う介護予防事業や住民主体の自主グループに対し、リハビリテーション専門職による現地支援を実施する。
 - ・ 市町村やリハビリテーション専門職等に対する資質向上や連携体制の構築のため、地域リハビリテーション連携強化研修や指導者養成等研修を開催する。
- 地域包括支援センター機能充実事業（再掲）
 - ・ 市町村が実施する介護予防事業に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チー

- ム」により、技術的な助言、支援を行うとともに、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の専門職の派遣を行うなどして、効果的な介護予防事業が推進されるよう支援する。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る支援として、振興局単位での意見交換会を開催するなどして、市町村の取組状況の確認や取組推進のための啓発及び他市町村等との連携体制の構築などを行う。

<目標（アウトプット）>

- 北海道老人クラブ連合会が行う健康づくり講習会の参加者数 350人／年
- 地域リハビリテーション連携強化研修の開催 受講者数 550人／年
- 自立支援・重度化防止に向けたリハビリ専門職の指導者養成研修の開催 受講者数 150人／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 平均自立期間（自立～要介護1）

男性	R4 : 79.6歳	→	R8 : 全国平均以上
女性	R4 : 84.2歳	→	R8 : 全国平均以上

2 高齢者と地域のつながり促進

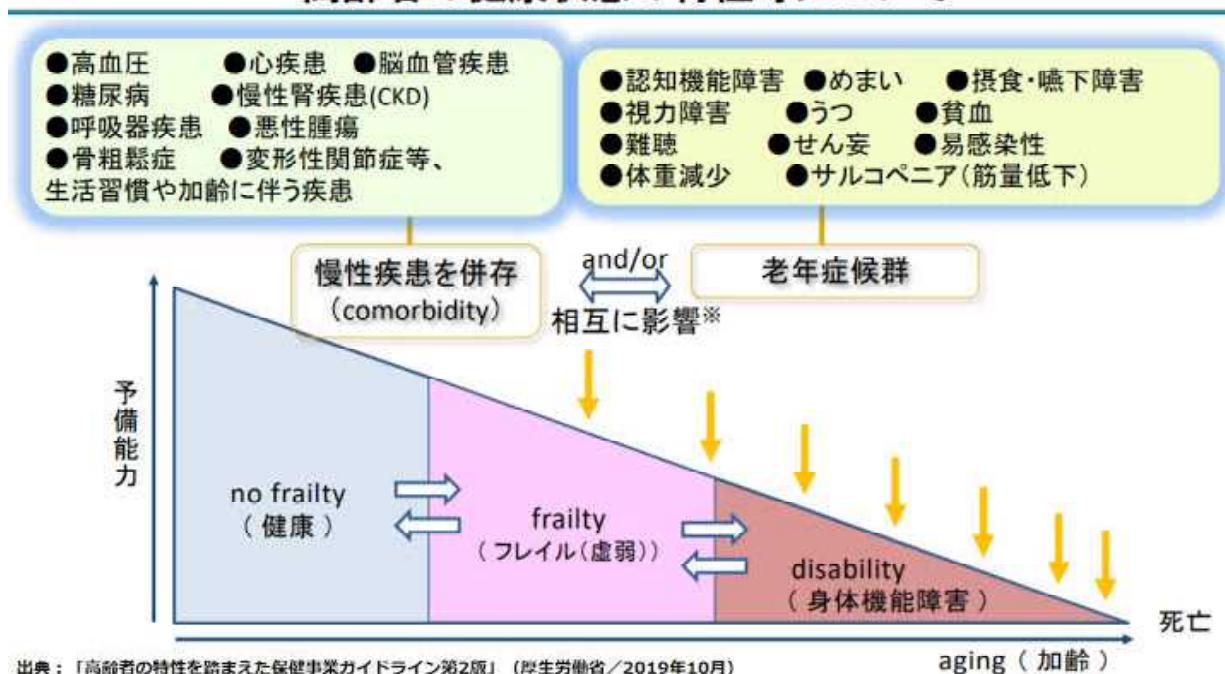
(1) 現状と課題

- 高齢者と地域のつながりを促進するためには、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係にならないよう高齢者の社会参加等を推進するとともに、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めることが重要です。
- 高齢者が住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、移送・外出支援や買い物支援など、地域の実情に応じた必要なサービスの提供に向けて、地域で支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 高齢期になり、筋力の減少等により体力が低下すると、食欲も低下し、慢性的な低栄養状態となり、フレイルサイクルに陥ります。そのため、高齢者一人ひとりが筋力の維持を図る取組を積極的に行うことが重要です。また、外出機会の減少などにより社会との接点が少なくなると、うつ状態になりやすい傾向があるだけでなく、体力の低下にもつながることから、運動機能や認知機能等の低下を防ぎ、地域とのつながりが維持できる、住民主体の通いの場や老人クラブへの参加を促進していくことが必要です。

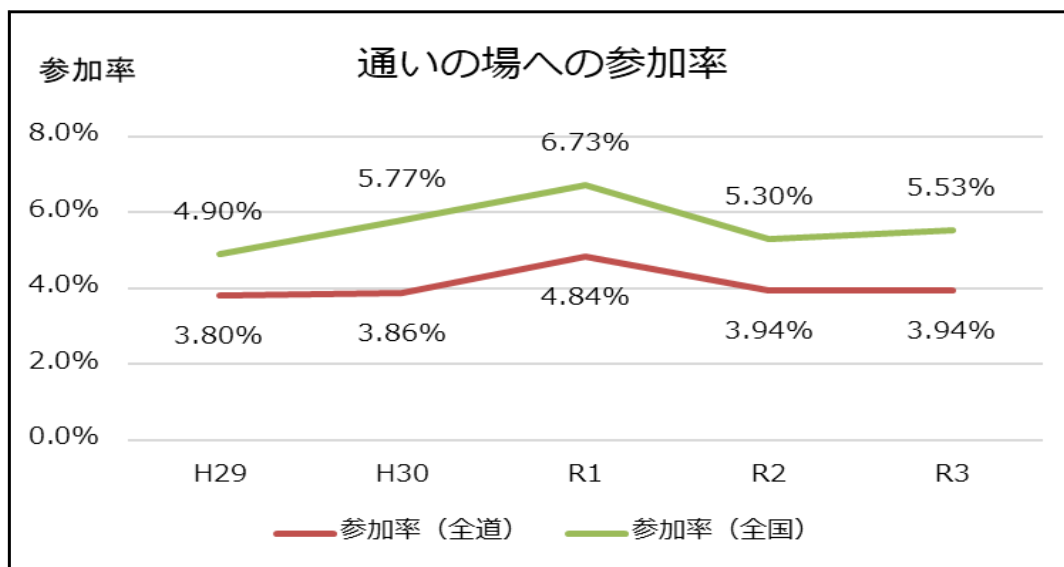
▼ 高齢者に特有の健康障害

「フレイル」とは、『フレイル診療ガイド 2018 年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語です。フレイルは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。また「フレイル」の前段階にあたる「プレフレイル」のような早期の段階からの介入・支援を実施することも重要です。

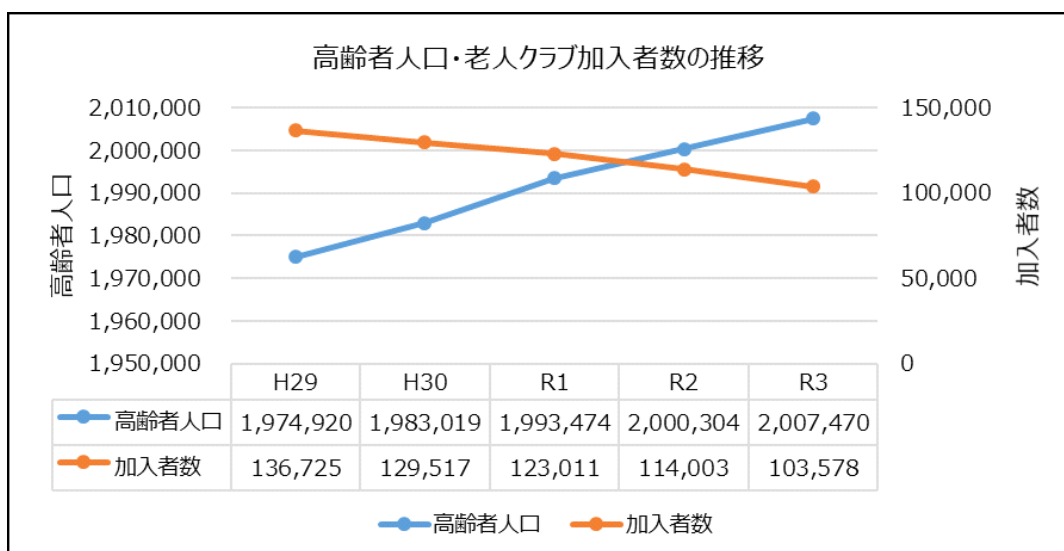
高齢者の健康状態の特性等について



(2) 関連データ



[資料] 厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果」
 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年度1月1日時点）
 ※ 参加率：参加者数／1月1日時点の本道の65歳以上人口



[資料] 高齢者人口：1月1日時点の本道の60歳以上人口

加入者数：厚生労働省「福祉行政報告例」各年度末（令和4年度数値は、令和6年1月頃公表見込）

(3) 施策の方向性

- 体力低下防止や地域とのつながりの維持、認知症予防に効果的な高齢者が集える「住民主体の自主グループ」等の増加を図るため、研修等を開催し、市町村の取組が総合的に推進できるよう支援します。
- アクティブシニアの活躍を支援するため、生活支援の担い手等の就労やボランティア機会の確保に向けた支援に努めます。
- 老人クラブは、健康づくりや趣味等の自らの生きがいを高める活動や地域のボランティア活動等の社会活動を行っています。こうした老人クラブの活動を通して高齢者の生活を豊かにし、長寿社会づくりを推進されるよう支援します。
- 高齢者が目標をもって介護予防に資する取組を行えるよう、高齢者スポーツ大会の開催、全国健康福祉祭への選手派遣、高齢者が制作した絵画や写真などの作品を展示する作品展の開催等に対して支援を行います。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護予防・生活支援サービス等充実支援事業
 - ・ アクティブシニア等を対象に地域づくりの意義等の共有や介護分野での就労や生活支援の担い手など、多様な社会活動を紹介するセミナーを開催する。
 - ・ 活動の場を探している高齢者に、個々のニーズに合った地域活動へのマッチング等を行う。
- 老人クラブ活動推進費補助金（老人クラブ運営費補助）
 - ・ 高齢者の豊かな経験や知識、能力を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加、地域の担い手としての役割の確立等を推進する老人クラブ活動に対する市町村の助成事業に対し、補助を行う。
- 明るい長寿社会づくり推進事業
 - ・ 介護予防の観点から、高齢者のスポーツ・各種活動の推進組織づくり、社会参加活動の振興のための指導者等養成などを総合的に実施している、北海道社会福祉協議会の活動に対し補助を行う。
- 地域リハビリテーション指導者養成事業（再掲）
 - ・ 地域リハビリテーション連携強化研修を開催する。
 - ・ 住民主体の自主グループ立ち上げ時の支援や地域づくりに関する成果報告研修会を開催する。

<目標（アウトプット）>

- 住民主体の自主グループ育成支援 市町村数 3市町村／年
- アクティブシニアの活躍支援に向けたセミナーの開催 参加者数 500人／年
- 老人クラブ運営費補助金を交付した市町村数 176市町村／年（政令市・中核市を除く）
- 全道高齢者スポーツ大会への参加者数 890人／年
- 全国健康福祉祭への派遣選手数 120人／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護予防に資する住民主体の通いの場がある市町村数

R4：159市町村 → R8：全市町村（179市町村）

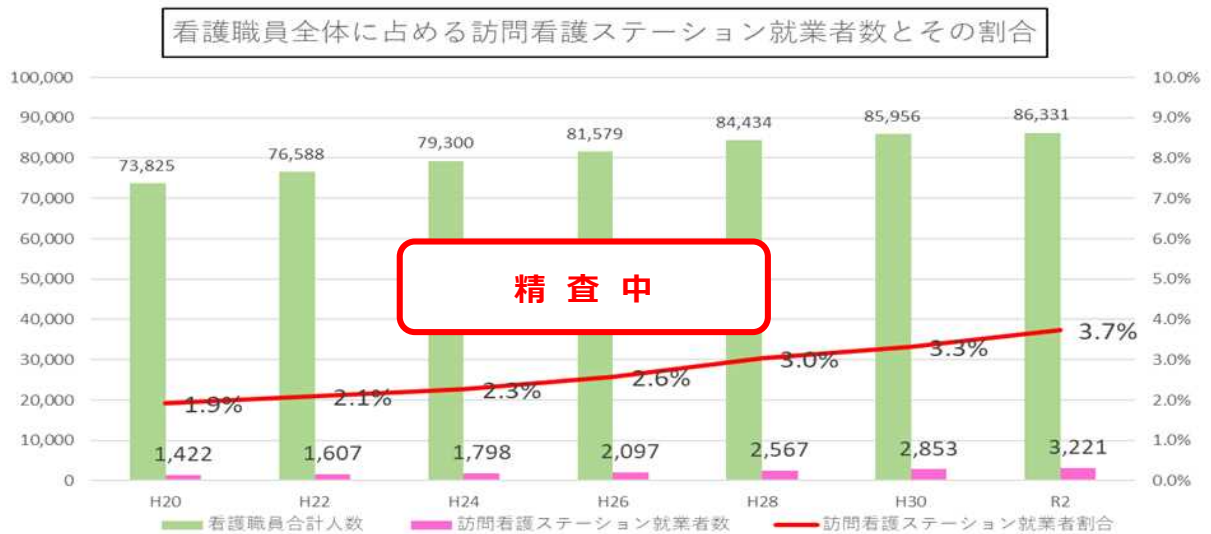
第4節 医療・介護連携の充実

1 地域における医療・介護の連携強化とサービスの充実

(1) 現状と課題

- 医療と介護の連携は地域包括ケアシステム構築の重要な役割のひとつであり、平成27年度（2015年度）には、「在宅医療・介護連携推進事業」が市町村の地域支援事業として位置づけられ、平成30年度（2018年度）からはすべての市町村で実施が義務づけられています。
- 看護師の確保策や研修の実施等により、医療と介護をつなぐ重要な役割を担う訪問看護ステーションの就業者数は年々増加しつつありますが、今後在宅での医療ニーズの増加を見据え、在宅医療・介護サービスを担う専門職のさらなる資質の向上を図っていく必要があります。

(2) 関連データ



[資料] 北海道保健福祉部「保健統計年報」

※ 「看護職員業務従事者届」の最新データ（R4.12末）が公表され次第、更新（R5.12月頃の見込み）

(3) 施策の方向性

- 介護職員が医療知識を身につけ、医療従事者との積極的な連携を図ることができるよう、高齢者の心身の機能維持・改善、認知症対応、口腔ケアなどに関する研修等を開催するなど、介護職員の資質向上を支援します。
- 人口規模が小さい市町村などにおいて、在宅医療・介護サービスの資源把握や相談支援などに取り組むことができるよう、在宅医療・介護連携コーディネーターの育成や二次医療圏域におけるネットワーク化などの広域調整を実施します。
- 訪問看護等の充実により、退院支援や日常の療養支援など、切れ目のない医療提供体制の構築を図るとともに、医療・介護を担う専門職の連携体制構築や在宅医療を担う人材を育成します。
- 入院した要介護者が治療後、円滑に在宅生活に移行できるよう、医療的ケアが必要な要介護者に対するケアマネジメントの充実や、在宅療養支援診療所と介護事業所の連携を強化するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町村に対して研修を行うなど支援を行います。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護支援専門員等資質向上事業（医療連携）
 - ・ 介護関係職員が医療に関する知識を深めるための研修を開催した事業者に補助を行う。

- 地域包括支援センター機能充実事業（在宅医療・介護連携コーディネーター育成）
 - ・ 相談支援に必要な医療と介護の知識及びコーディネート技術を身につけた支援員の育成を図る。
- 訪問看護連携強化事業
 - ・ 訪問看護を行うため、看護職員を対象に在宅看護講座や地域看護職員研修会等を開催する。
- 看護職員等研修事業
 - ・ 看護管理者の指導力強化を図るための研修を開催する。
- 訪問看護推進事業
 - ・ 訪問看護に従事する人材を育成するため、訪問看護推進検討会やシンポジウム、訪問看護人材確保研修会を開催する。
- 地域支援事業交付金（再掲）
 - ・ 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業に要した経費に対し、介護保険法の規定により定められた額の交付金を交付する。

<目標（アウトプット）>

- 事業を活用し、介護関係職員が医療に関する研修を行った事業者数 30件／年
- 在宅医療・介護連携コーディネーター育成研修 参加者数 80人／年
- 地域看護連携推進会議 開催か所数 26か所／年
- 企画検討会議、地域別研修会、課題別研修会 開催回数 32回／年
- 訪問看護推進検討会 実施回数 3回／年
- 訪問看護人材確保研修会 参加者数 120人／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 24時間体制の訪問看護ステーションのある高齢者保健福祉圏域数

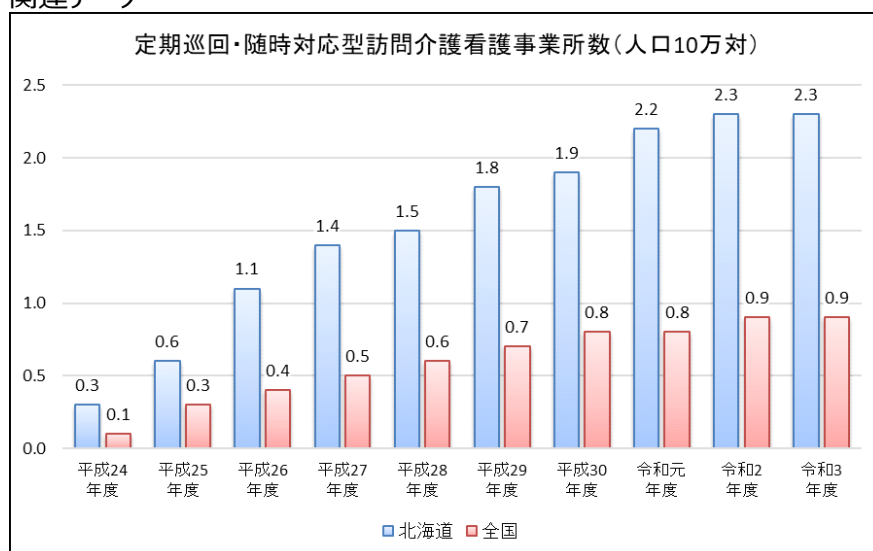
R5 : 19圏域 → R8 : 21圏域

2 在宅医療と介護連携に向けた基盤整備

(1) 現状と課題

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することが求められます。
- 24時間対応可能な在宅介護サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を提供している事業所数（人口10万対）は平成30年度（2018年度）の1.9から令和3年度（2021年度）には2.3まで増加していますが、事業所のない圏域が9圏域あることから、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けていくことができるよう、地域のニーズに応じた在宅介護サービスの充実などを図っていく必要があります。
- 広域分散型の本道においては、医療体制の違いや専門職の確保が難しい地域があることから、質の高い医療や介護を多くの道民に提供するため、ICT技術を活用した医療・介護連携ネットワークなどの構築を図っていく必要があります。
- 道民が、より身近な地域で在宅歯科保健医療を受けられるよう、入院中などで歯科医院に通院できない高齢者の相談窓口となる在宅歯科医療連携室を拠点として、在宅歯科医療や口腔衛生管理の推進をさらに図っていく必要があるほか、今後在宅での医療ニーズの増加を見据え、これまでの外来受診による薬学的管理指導だけでなく、訪問により薬学的管理指導を実施する必要があります。

(2) 関連データ



(3) 施策の方向性

- 人生の最終段階における本人の意向を尊重した看取りができる体制整備や連携体制の構築を促進します。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤整備に対して助成するとともに、開設・運営の手引きを活用し、普及促進を支援します。
- 入院医療と在宅医療を支援する介護等の関係機関で情報共有などの連携を図り、両者の協働による退院支援の実施及び切れ目のない継続的な医療・介護体制の確保を支援します。
- 医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した医療・介護連携ネットワークなどの構築を支援します。
- 入院中などで歯科医院に通院できない高齢者の相談窓口となる在宅歯科医療連携室に対して運営費を補助するなど、支援を行います。
- 薬剤師による在宅療養患者への（高度）薬学的管理・服薬指導などのため、実践研修や普及啓発を行います。

- 各地域で必要な在宅医療提供体制が構築されるよう、地域ごとの課題分析、在宅医療の専門的知見を有する医療アドバイザーの助言、在宅医療に係る研修会を開催するなど、地域で在宅医療を担う医療従事者等に対する支援を行います。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護サービス提供基盤等整備事業
 - ・ 地域密着型サービス施設等の整備や介護施設の開設のほか、看取り環境の整備に必要な経費などに対して助成する。
- 地域医療情報連携ネットワーク構築事業
 - ・ 医療機関を中心とした関係機関間で患者の情報共有を行うためのICTネットワーク構築に必要な経費に対して補助を行う。
- 遠隔医療促進事業
 - ・ 医療機関相互の連携を促進するため、遠隔TVカンファレンスシステムの導入等に対して助成する。
- 在宅歯科医療連携室整備事業
 - ・ 在宅歯科医療推進のため、歯科医院に通院できない高齢者等の相談窓口となる在宅歯科医療連携室の運営に対して補助を行う。
- 8020運動推進事業（要介護高齢者歯科保健対策推進事業）
 - ・ 食事や口腔ケア介助困難事例に対して歯科専門職を派遣するなどして解決を図る。
- 訪問薬剤管理指導実施体制整備促進事業
 - ・ 薬剤師による在宅医療取組促進のため、訪問薬剤管理指導を行う薬剤師の実践研修や普及啓発活動を行う。
- 在宅医療提供体制強化事業
 - ・ 複数医療機関の医師がチームとなり、新たに在宅医を目指す医師のサポートや養成を行うほか、訪問診療を行う医療機関が、その機能を充実させるために行う24時間体制整備の取組等の支援のほか、訪問診療の負担軽減に資する機器整備等に対して補助を行う。

<目標（アウトプット）>

- 事業を活用し、看取り環境の整備を行った事業所数 9事業所/年
- 事業を活用し、訪問診療に必要な機器整備を行った事業所数 50事業所/年
- 事業を活用し、新たにICTネットワークを構築した事業所数 3事業所/年
- 事業を活用し、遠隔TVカンファレンスシステムの導入を行った事業所数 4事業所/年
- 訪問薬剤管理指導実践研修 参加者数 400人/年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 在宅^{*}死亡率（※自宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）
R5：18.5% → R8：全国平均以上
- 訪問診療を受けた患者数（1ヶ月当たり__人口10万対）
R5：592.7人 → R11：〇〇人（医療計画に合わせてR11を目標に設定）
※医療計画に合わせて設定（需要推計決定後に設定）
- 訪問口腔衛生指導を実施している診療所のある高齢者保健福祉圏域数
R5：20圏域 → R8：21圏域
- 訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を実施する薬局のある高齢者保健福祉圏域数
R5：21圏域 → R8：21圏域

精
査
中

第5節 認知症施策の推進

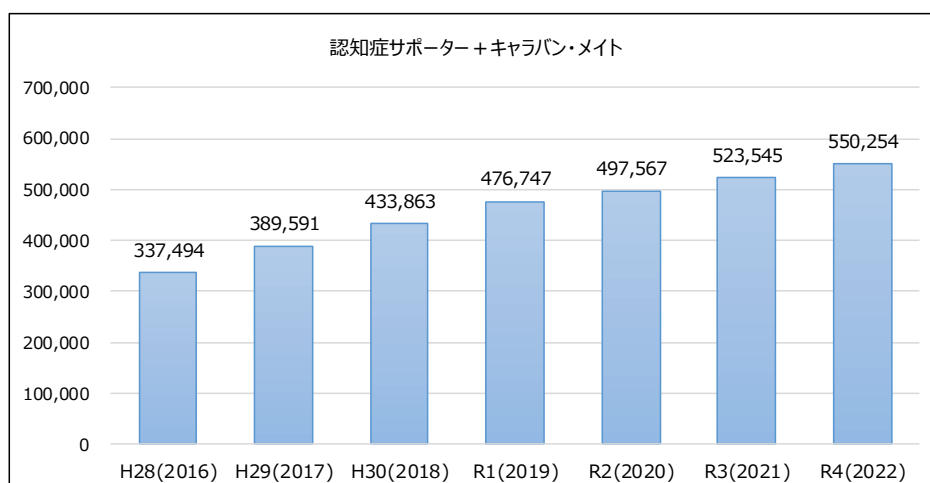
1 共生と予防を推進するための取組

(1) 現状と課題

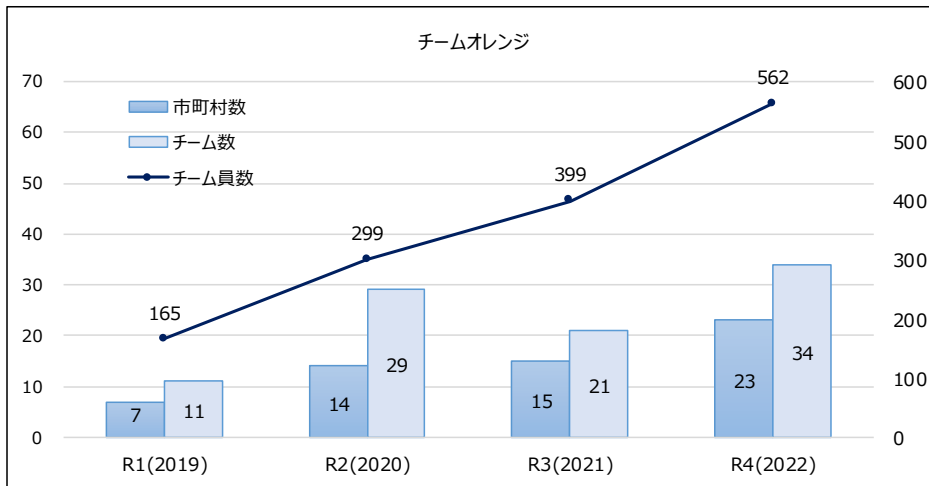
- 本道の認知症高齢者数は、令和22年（2040年）には約36～43万人になると推計されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。
- 令和5年（2023年）6月に成立、公布された、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」という。）には、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、全ての認知症の人が自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることや、国民の認知症に対する正しい知識や理解を深めること等が基本理念として定められています。これらの基本理念を踏まえ、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。
- 令和元年（2019年）6月に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめられた、「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を進めていくことが求められています。（「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味であり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。）
- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識や理解を深めるための普及・啓発の取組を進めるとともに、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組の構築を進める必要があります。
- 早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医や地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携の強化が求められています。
- また、認知症の人に対する相談・診断等の対応を効果的に提供するためには、かかりつけ医や地域の相談拠点と専門医療機関の連携した体制が必要であり、これらの体制が円滑に機能するための中心となる役割が期待される認知症疾患医療センターについては、すべての圏域での設置を進めるとともに、地域の実情に応じた連携体制の構築が必要です。
- 認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な医療や介護サービスを受けられるよう、歯科専門職や薬剤師等の医療従事者や介護従事者に対する認知症ケアの質の向上を図る取組が必要です。

(2) 関連データ

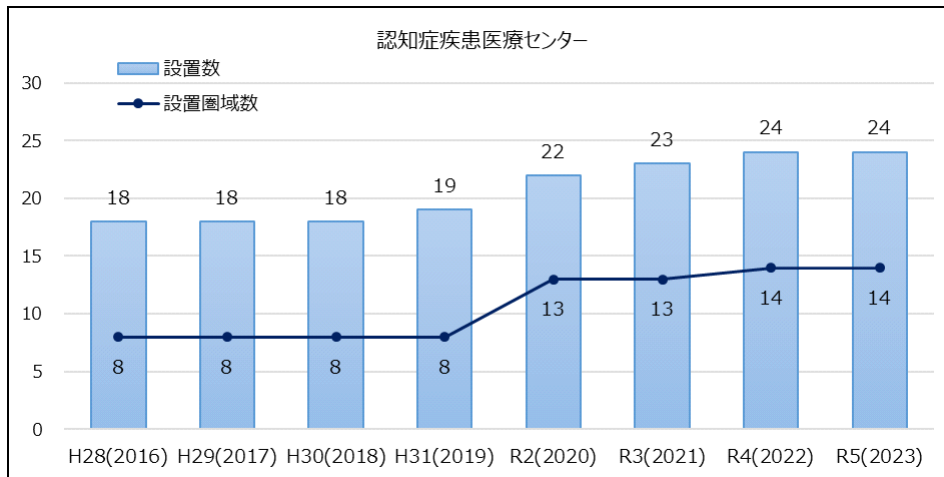
- 認知症サポーター等（累計）



○ チームオレンジ設置状況



○ 認知症疾患医療センター設置状況



(3) 施策の方向性

- 認知症への社会の理解を深めるため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーター等の養成を進めるとともに、地域で暮らす認知症当事者等からの発信やピアサポート活動の取組を支援します。
- 認知症の日（9月21日）及び月間（毎年9月）など機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を推進します。
- 地域における支え合いを推進するため、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」の整備を推進します。
- 民間団体等と連携し、認知症の人にやさしい地域づくりに資する取組を推進します。
- 認知症の人に対して本人の意思をできるだけくみ取り、それを踏まえた医療や看護等が提供されるよう、医師をはじめ歯科医師や薬剤師、看護職員など、多職種の医療従事者向けの研修を開催します。
- 地域の認知症に関する医療提供体制の中核となる、認知症疾患医療センターをすべての二次医療圏域に設置するとともに、地域の実情に応じ、認知症サポート医やかかりつけ医等との連携強化を図ります。
- 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動がより効果的に推進され、また、医療・介護等の連携がさらに進むよう、市町村等の支援を行います。
- 認知症ケアの質の向上を図るため、介護従事者向けの認知症に関する専門的な知識・技術を習得するための研修を開催します。

- 認知症に関する相談窓口の周知を行うとともに、容態に応じた相談先や医療・介護サービス等の流れを示した認知症ケアパスの作成及び活用、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解する場の認知症カフェを活用した取組の実施、認知症の人の見守りのため、行方不明になった際に早期発見・保護ができるようSOSネットワークの構築やGPS機器の活用等を推進します。
- 家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。
- 市町村における通いの場の拡充など、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。
- 地域における認知症の早期発見・診断体制を強化するため、かかりつけ医や認知症初期集中支援チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医を養成するとともに、フォローアップ研修等を通じてスキルアップを図ります。
- 今後、国が策定する「認知症施策推進基本計画」に基づく施策に応じた取組を推進します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 認知症理解普及促進事業支援事業（若年性認知症施策推進事業を除く）
 - ・ 認知症コールセンターの設置のほか、認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成研修の実施、認知症に関する理解促進のための取組を行います。
- 認知症対策等総合支援事業（認知症地域医療支援事業）
 - ・ かかりつけ医や看護職員等の医療従事者に対し、認知症に関する知識や技術を習得する研修を行うほか、認知症サポート医の養成を支援します。
- 歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業
 - ・ 歯科医療従事者に対する認知症ケアの基礎知識習得のための研修を実施する。
- 薬剤師認知症対応力向上研修事業
 - ・ 薬剤師に対する認知症ケアの基礎知識習得のための研修を実施する。
- 認知症疾患医療センター運営事業
 - ・ 認知症の鑑別診断や専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターの運営に対して補助を行います。
- 認知症対策等総合支援事業（認知症介護研修事業）
 - ・ 介護事業所の管理者や認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員等に対して、認知症に関する知識や地域における支援体制等に関する研修を実施します。
- 地域支援事業交付金（再掲）
 - ・ 市町村が実施する認知症総合支援事業等に要した費用に対し、介護保険法の規定により定められた額の交付金を交付します。

<目標（アウトプット）>

- キャラバン・メイト等養成研修受講者数 100人／年
- チームオレンジ・コーディネーター研修受講者 120人／年
- 認知症対応力向上研修（かかりつけ医、看護職員等）受講者数 420人／年
- 認知症対応力向上研修（歯科医療従事者）受講者数 180人／年
- 認知症対応力向上研修（薬剤師）受講者数 360人／年
- 認知症介護研修（開設者、管理者、計画作成担当者）受講者数 440人／年
- 認知症初期集中支援チーム員研修・フォローアップ研修受講者数 120人／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 認知症サポーター等養成者数

R5 : 550,254人	→	R8 : 670,000人
---------------	---	---------------
- チームオレンジ設置市町村数

R5 : 23市町村	→	R8 : 全市町村 (179市町村)
------------	---	--------------------

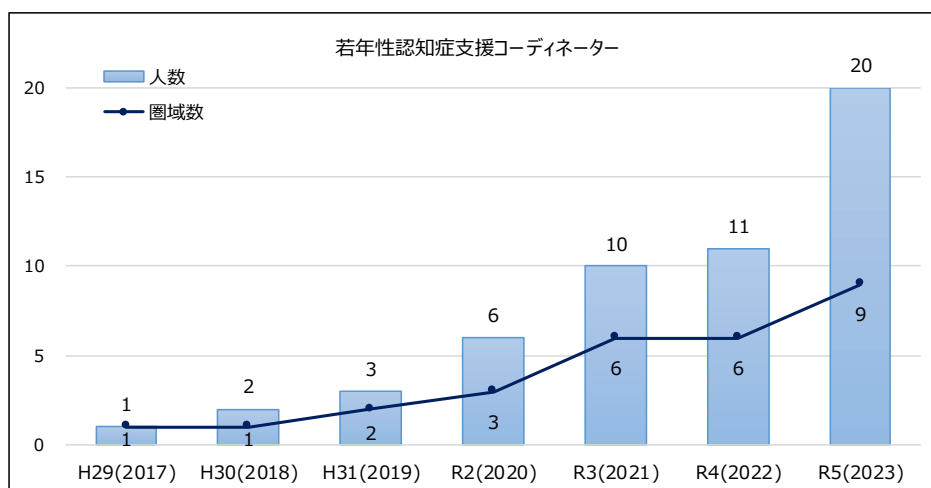
2 若年性認知症施策の推進

(1) 現状と課題

- 若年性認知症（65歳未満で発症する認知症の総称）については、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、本人や周囲の人が何らかの異常には気付くが受診が遅れることが多いといった特徴があることから、普及啓発を進め、若年性認知症の早期発見・早期診断へとつなげていく必要があります。
- 若年性認知症の人が発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、理解促進や相談窓口の設置、支援関係者のネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 若年性認知症は働き盛りでの発症が多く、休職等による経済的な問題など、本人やその家族は、認知症高齢者とは異なる課題を抱えていることもあるため、若年性認知症の特性に配慮し、本人や家族の視点に立った支援が求められています。

(2) 関連データ

- 若年性認知症支援コーディネーター配置数



(3) 施策の方向性

- 若年性認知症に関する理解を深めるため、市町村職員や関係する機関の職員に研修を行うほか、道民の方々を対象とした普及・啓発の取組を進めます。
- 若年性認知症の人やその家族からの相談に応じ、就労継続や社会参加などライフステージに応じた支援を行う必要があることから、これらの支援を行う若年性認知症支援コーディネーターの養成を支援します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 若年性認知症総合支援事業
 - ・ 若年性認知症支援コーディネーターが当事者やその家族、市町村などからの相談に対応する若年性認知症コールセンターを設置するほか、同行支援を含め、就労支援や社会参加促進、支援に携わる市町村職員等向けの研修・事例検討等を実施するほか、住民向けに講演会を開催します。
- 認知症理解普及促進事業支援事業（若年性認知症施策推進事業）
 - ・ 若年性認知症支援コーディネーターの養成研修やフォローアップ研修の受講に関する支援を行います。

<目標（アウトプット）>

- 若年性認知症講演会参加者数 100人／年
- 若年性認知症支援コーディネーターによる事例検討会 参加者数 250人／年
- 若年性認知症支援コーディネーター養成研修・フォローアップ研修 受講者数 6人／年

（5）達成目標（アウトカム）

- 若年性認知症支援コーディネーターが配置されている圏域数

R5：9圏域 → R8：21圏域

第6節 介護人材の養成・確保

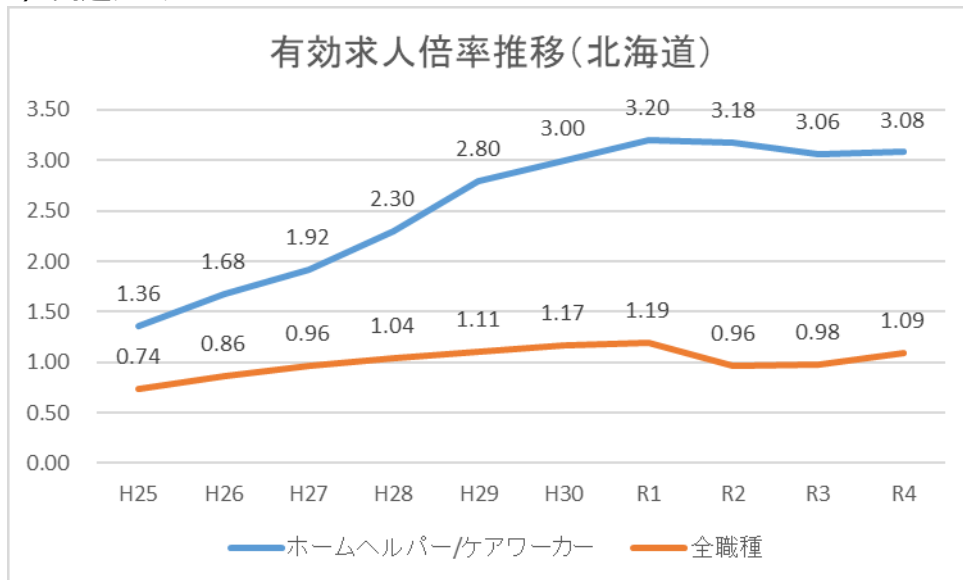
1 介護人材の確保・定着

(1) 現状と課題

精
査
中

- 急速な高齢化に伴い、介護サービス利用者が増加する中、介護サービスを安定して提供していくためには、令和__年（__年）までに、約__万人の介護人材が必要と見込まれています。（今後推計）
- 道内介護職員の離職率は11.9%（令和3年度（2021年度））で全国平均の14.3%よりは下回っているものの、採用率も全国平均の15.2%を下回る12.9%となっているほか、道内の介護職の有効求人倍率は、令和4年度3.08倍と、全職種（1.09倍）の3倍近くとなっており、依然、人材確保が困難な状況が続いています。
- 介護人材の確保・定着は、賃金水準や職場環境の改善等の直面する問題への対策はもとより、次世代を担う若い世代に、将来の進路の選択肢としてもらえるよう、小・中高生等のための出前講座等を通じて、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信するとともに、介護の仕事に関する「夜勤などがありきつい仕事」、「給与水準が低い仕事」などのマイナスのイメージを解消し、「社会的に意義のある仕事」、「やりがいのある仕事」といったプラスのイメージを発信し、介護職員への理解の促進とイメージアップを図るなど、中長期的な視点で取り組むことが重要であり、「多様な人材の参入」、「定着支援（離職防止）」の視点からの対策を総合的に講じる必要があります。
- 高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少を考慮すると、介護分野における専門職のさらなる人材不足が予想されることから、結婚・出産などによる離職者や、働く意欲のある地域の高齢者等にボランティアや介護助手等として介護現場で活躍してもらおう等、潜在的な労働力のさらなる活用を図るとともに、EPA（経済連携協定）や技能実習等、各制度を活用し、外国人介護人材を積極的に受け入れることが必要です。
- また、介護職員の離職理由として「職場の人間関係」や「事業所の理念・運営への不満」など、賃金以外にも離職の要因が見られることから、介護現場におけるキャリアパスの構築や人材育成、職場環境の改善等、働きやすい職場づくりの取組を支援します。

(2) 関連データ



(3) 施策の方向性

人材確保

- 介護人材確保に関する雇用・福祉・教育分野の行政機関、介護事業所団体や職能団体等で構成する「北海道介護人材確保対策推進協議会」を設置し、これら関係機関のネットワークを最大限活用する中で、総合的に人材確保対策を推進します。

[介護従事者定着支援事業]

- 次代を担う若年世代や、地域住民等を対象に、介護職員との意見交換会や福祉・介護の魅力等の普及啓発に資するセミナー等を開催し、介護の仕事の現状や魅力を発信する取組に補助を行うとともに、教育委員会と連携し、小・中・高校等にアドバイザーを派遣するなど、福祉・介護分野に関する理解促進を図る授業を実施します。
 - [介護のしごと普及啓発事業]
 - [介護のしごと魅力アップ推進事業]
 - [次世代の担い手育成推進事業]
- 資格を持ちながら介護の仕事に就いていない、いわゆる潜在的有資格者の介護福祉士等届出制度への届出・登録を進めるとともに、復職支援のための研修を実施するなどして介護職場への再就労を支援するほか、介護を必要としない就労意欲のある高齢者や主婦（主夫）など、地域の多様な人材に、介護助手として介護職場の「周辺業務」を担ってもらうための説明会や研修等を行う介護事業者の取組に対して補助を行います。
 - [潜在的介護職員等活用推進事業]
 - [離職した介護福祉士等の再就業促進支援]
 - [介護助手普及促進事業]
- 外国人介護人材の受入れについては、受入を検討する事業所等に対し、各種制度の考え方や受入れにあたっての課題・取組状況等に関する研修等を実施し、受入を促進するとともに、外国人人材の確保・定着につなげるため、介護技術等の研修を実施するほか、受入施設が実施する外国人介護人材のために実施する学習支援や生活支援等の費用の一部を補助します。
 - [外国人介護人材受入研修事業]
 - [外国人介護人材受入支援事業]
 - [外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業]
 - [外国人留学生生活支援事業]
- 介護福祉士養成施設の在学学生、福祉系高校で学ぶ学生や他業種の離職者に対し、介護職場に就労する際の返還免除要件付きの修学資金や就労支援金を貸与するなど、介護職場への就労・定着を支援します。
 - [介護福祉士修学資金等貸付事業]
 - [福祉系高校修学資金等貸付事業]
- 人材派遣会社のノウハウを活用し、求職者の適正にあった介護事業所への紹介予定派遣や、福祉に関心のある求職者等が就職した際の従事内容がイメージできるよう、福祉職場を体験してもらう等により入職促進を図るほか、福祉・介護職を対象とした職業紹介や就職講習会の開催、キャリア支援専門員の配置など、求職者と求人事業所とのマッチングを推進します。
 - [福祉人材センター運営費事業費]
 - [潜在的介護職員等活用推進事業]
 - [職場体験事業]

定着支援

- 現に就労している介護職員の定着を図り、離職を防止するため、事業所等に対して、関係機関・団体が連携・協働し、事業者等の意識と実態を改革していく働きかけなど、新たな取組等を検討・推進するとともに、経営や労務管理の助言や、魅力ある職場づくりに向けた研修等を行い、介護職場の就労環境の充実を図ります。
 - [介護従事者定着支援事業]
- 介護サービス事業所の人材確保・定着力を強化するため、管理者等を対象とする研修を開催するとともに、労務管理や人材マネジメント等に係る様々な課題に関する相談支援を行うとともに、介護職員が働きやすい環境を整備するため、施設内保育所の運営費を補助します。
 - [介護従事者定着支援事業]
 - [介護事業所内保育所運営支援事業]

- 介護事業所に対して、介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の活用を促し、介護職員等の処遇改善を図ります。
- キャリアパス構築や人材育成、職場環境の改善等の取組が一定以上の水準にある介護事業所の認証・評価を行う認証評価制度の運用により、働きやすい職場づくりを支援するとともに、一定の基準を満たす事業所の「見える化」を進めることで、求職者の入職促進を図ります。

[認証評価制度実施事業]

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

人材確保

- 介護従事者定着支援事業
 - ・ 介護従事者確保推進協議会を設置し、本道の介護従事者の確保・定着へ向けた方策を有識者等と協議を行うほか、事業所の管理者向けに労務管理等や職場環境改善に係る研修の開催、相談支援などを行う。
- 介護のしごと普及啓発事業
 - ・ 介護フェスティバルの開催、職場見学等の実施、介護人材確保に関する総合サイトの運営を行う。
- 介護のしごと魅力アップ推進事業
 - ・ 学生や地域住民を対象に、介護職員等との意見交換や福祉・介護の魅力等の普及啓発に資するセミナー、講演会等を開催した養成施設・団体・市町村等に補助を行う。
- 次世代の担い手育成推進事業
 - ・ 小・中・高校等に福祉・介護等に関する有識者をアドバイザーとして派遣し、講習会や体験学習を行う。
- 潜在的介護職員等活用推進事業
 - ・ 介護分野で就業を希望する潜在的有資格者の介護事業所等への紹介予定派遣を実施する。
- 離職した介護福祉士等の再就業促進事業
 - ・ 介護福祉士等が離職した際に届け出を行う福祉人材センターにおいて、把握した情報を基に復職に必要な情報提供等を行い、再就業を促進する。
- 介護助手普及促進事業
 - ・ 介護を必要としない就労意欲ある高齢者や主婦（主夫）など、地域の多様な人材に介護助手として介護の周辺業務に従事してもらうため、説明会やジョブマッチング、研修等を行った介護事業者に対して補助を行う。
- 外国人介護人材受入研修事業
 - ・ 外国人介護人材の受入を検討する法人や事業所に対し、各種制度に関する研修を実施し、外国人介護人材の理解を深め、受入を促進する。
- 外国人介護人材受入支援事業
 - ・ 外国人介護人材の介護技術・知識や日本語能力等の向上を促進するため、1号特定技能外国人等に対する研修を実施する。
- 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・ 経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者が所定の滞在期間で介護福祉士資格を取得できるよう、受入施設における学習全般に対する取組を支援する。
- 外国人留学生生活支援事業
 - ・ 介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校及び介護福祉士養成施設に在籍する留学生に対し、学費や生活費の支援を行った介護事業所に対して補助を行う。
- 介護福祉士修学資金等貸付事業
 - ・ 介護福祉士養成学校在学者等に対する修学資金のほか、実務者研修受講資金の貸付を行う。

- 福祉系高校修学資金等貸付事業
 - ・ 福祉系高校在学生に対する修学資金貸付のほか、他業種からの転職者に対する就職支援金貸付を行う。
- 福祉人材センター運営事業費
 - ・ 社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業援助、研修の企画・実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行う福祉人材センター・バンクを運営する。
- 職場体験事業
 - ・ 介護事業所等で、福祉・介護の仕事に関心のある求職者が職場体験を行える機会を提供する。

定着支援

- 介護従事者定着支援事業
 - ・ 介護従事者確保推進協議会を設置し、本道の介護従事者の確保・定着へ向けた方策を有識者等と協議を行うほか、事業所の管理者向けに労務管理等や職場環境改善に係る研修の開催、相談支援などを行う。
- 介護事業所内保育所運営支援事業
 - ・ 介護事業所内保育所を運営する介護事業所に対して補助を行う。
- 認証評価制度実施事業
 - ・ 介護事業所の人材育成や職場環境改善の取組について、基準を満たす事業者に認証を付与する。

<目標（アウトプット）>

人材確保

- 介護人材確保に関する総合サイト__延閲覧数 12,000件／年
- 介護の仕事の魅力等の普及啓発に資する説明会等を開催した団体等 17団体／年
- 小・中・高校等に介護等に関する有識者をアドバイザーとして派遣した延回数 64回／年
- 潜在的有資格者を介護事業所等へ派遣した延べ人数 140人／年
- 高齢者等を介護助手として雇い入れるため、説明会や研修を開催した事業所数 10事業所／年
- 外国人介護人材の受入に係る各種制度に関する研修に参加した事業所数 480人／年
- 介護技術・知識や日本語能力等の向上のための研修に参加した人数 100人／年
- 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業で支援を受けた事業所の受入人数18人／年
- 外国人留学生生活支援事業で支援を受けた人数 40人／年
- 修学資金等の貸付を受けた福祉系高校在学者及び他業種からの転職者数 90人／年
- 福祉人材センターのマッチングによる就職者数 214人／年
- 介護事業所等で介護の仕事に関心のある求職者が職場体験を行った延人数 100人／年

定着支援

- 介護事業所内保育所__補助件数 9件／年
- 労働環境改善等支援の相談回数 200回／年

(5) 達成目標（アウトカム）

人材確保

- 介護職の有効求人倍率（有効求人数／有効求職者数）
R4：3.08 → R8：低下

定着支援

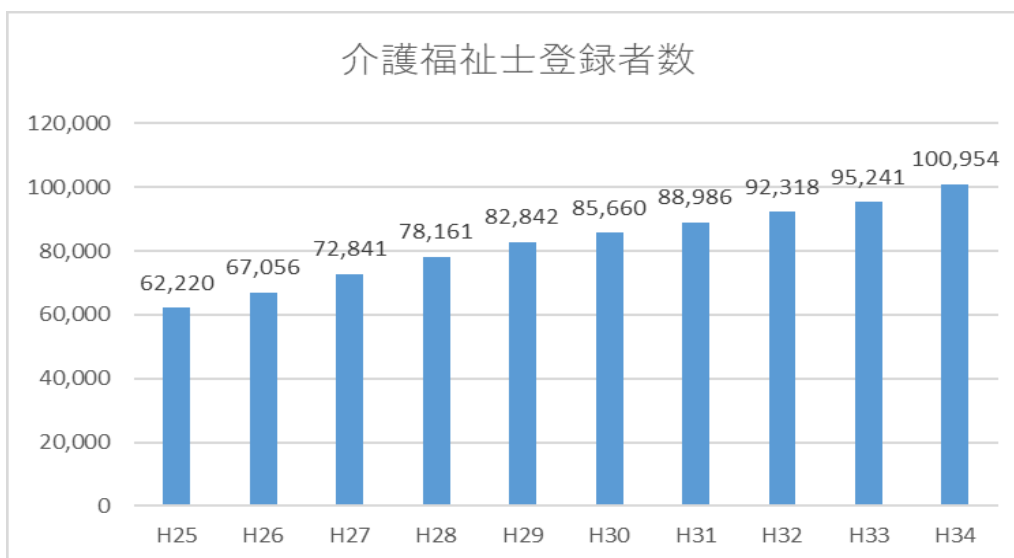
- 介護従事者離職率（離職者数／9月30日時点の在籍者数）
R4：14.7% → R8：低下

2 介護人材の資質向上

(1) 現状と課題

- 急速な高齢者人口の増加に伴い、介護のニーズが増加・多様化するなか、質の高い介護サービスが安定して提供されるためには、介護職員のスキルアップや資質の向上が必要とされており、介護技術力のレベルアップやキャリアアップのための職層に応じて求められる役割や能力を身につけられるような研修の機会や、広域分散型の本道において、人員配置に余裕のない事業所等の介護職員が研修に参加しやすい環境等を確保していくことが必要です。
- また、雇用形態や働き方が多様化するなか、「自分の将来を見通せないこと」を理由に離職する介護職員が少なくないことから、職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、キャリアパスの構築や人材育成の取組みが重要であり、介護職員個々のモチベーションを向上させ、長期的な介護人材の確保・定着の推進を図る必要があります。

(2) 関連データ



〔資料〕（公財）社会福祉振興・試験センター「登録者の状況」

(3) 施策の方向性

- 介護職員や介護支援専門員等の介護関係職員が、それぞれのキャリアに応じて、スキルアップに必要な知識や技術等を習得できるよう、役割や能力、習熟度に応じた階層別の研修を行い、資質の向上を支援します。
- 現職の職員等の研修参加機会等を確保するため、研修受講中の代替職員雇い入れに係る人件費等を補助するほか、研修の開催方法をオンライン化する等の支援を行うほか、介護職員初任者研修等指定事業者が要件を満たした求職者等の受講料を減免した際の費用を補助するなど、介護職員等の研修受講を支援します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護支援専門員等資質向上事業（資質向上）
 - ・ 初任介護支援専門員や主任介護支援専門員に対して研修を行う。
- 介護職員等研修事業
 - ・ 介護従事者に対して、求められる役割や能力、習熟度に応じた階層別の研修のほか、高齢者施設、障がい者（児）施設等でたん吸引を行う従事者への研修を行う。
- キャリアパス支援等研修事業
 - ・ 就労継続を促進させるための研修を実施した団体等に補助を行うほか、現職の職員が実務者研

修を受講する際に、代替職員を雇用するなどした場合に補助を行う。

- 介護未経験者に対する研修支援事業
 - ・ 介護職員初任者研修等指定事業者が介護分野での就業を希望し福祉人材センター・バンクに求職者登録している受講者及び介護事業所で就労する初任段階における介護職員の受講者に対して受講料を減免した際の費用を補助するほか、障がい者を対象にした介護職員初任者研修の実施から就労までの支援を行います。

<目標（アウトプット）>

- 初任介護支援専門員OJT研修__受講者数 25人／年
- 主任介護支援専門員フォローアップ研修__受講者数 200人／年
- 主任介護支援専門員資質向上研修__受講者数 300人／年
- キャリアパス支援研修__受講者数 13,000人／年
- 受講料減免を受けて介護職員初任者研修等を受講した人数 18人／年
- 障がい者の介護職員初任者研修__受講者数 60人／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護支援専門員登録者数

R4 : 36,287人 → R8 : ○○人

※人材推計後別途算出

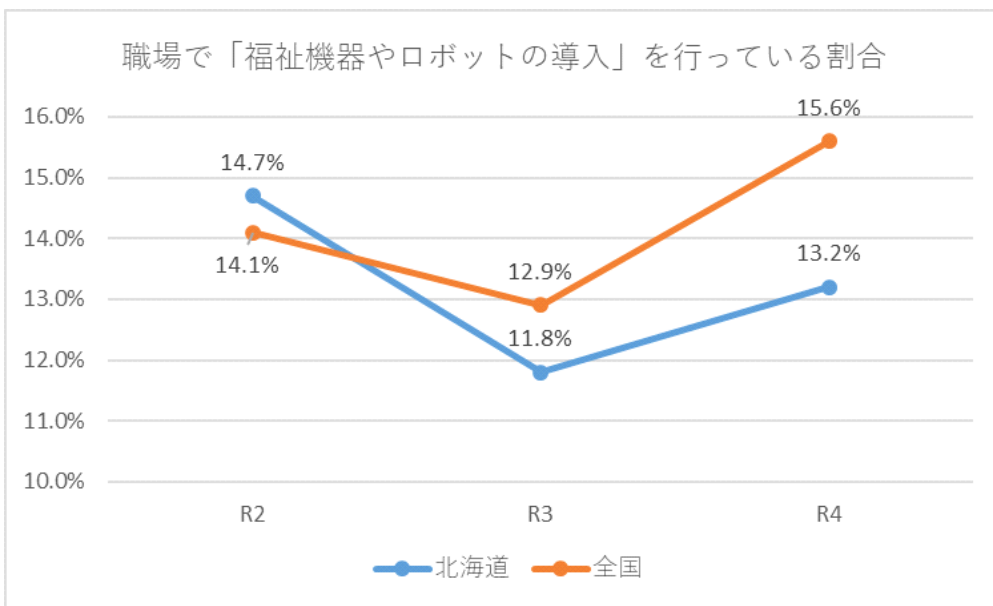
精
査
中

3 介護分野の職場環境改善の促進

(1) 現状と課題

- 2040年にかけて本道は高齢者人口のピークを迎えることとなり、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、人口減少社会の到来で介護人材の確保が困難な状況が続く中においても、介護現場においては、介護の質を確保し、向上させていくことが求められています。
- 人手不足の中であっても、介護現場が地域における安心の担い手として役割を果たし続けるためには、業務の「ムリ」「ムダ」「ムラ」を無くし、現状の業務をより安全に、正確に、効率的に行うことや、職員の負担を軽減するための取組を通じて、「介護サービスの質の向上」を目的とした業務改善に取り組むことで、介護職員がケアに専念できる環境整備を行っていくことが必要です。

(2) 関連データ



[資料] (公財) 介護労働安定センター「介護労働実態調査『介護労働者の就業実態と就業意識調査』」

(3) 施策の方向性

- 関係団体等で構成する「北海道介護現場生産性向上推進会議」を設置し、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入のほか、介護人材確保をはじめとした介護現場の各種業務改善に資する様々な支援・施策等との連携を図ります。
- 介護現場における生産性向上を図るため、介護ロボット・センサー・ICT導入等による職員の業務負担軽減や、事務の効率化等の業務改善を検討する介護事業者を支援するため、ワンストップ型の相談窓口を設置するほか、業務コンサルタントを活用した業務改善・職場環境改善に要する費用や、介護ロボット等の導入費用に対する補助を行います。
- 介護分野の文書に係る事務負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続の簡素化、様式例の活用による標準化等を進めます。

(4) 主な事業

<事業名及び内容 (インプット) >

- 介護ロボット導入支援事業
 - ・ 介護ロボットの導入に必要な費用の一部を補助する。
- 介護事業所生産性向上推進事業
 - ・ 介護ロボットの展示や講習会、無償貸与のほか、介護人材確保や業務改善に係る介護事業者からの相談に対するワンストップ型窓口を設置する。
 - ・ 業務コンサルタントを活用した業務改善・職場環境改善等の取組に対して補助を行う。

<目標（アウトプット）>

- 介護ロボット導入事業 補助件数 565件／年
- 業務コンサルタントを活用して補助を受けた事業所数 14事業所／年

（5）達成目標（アウトカム）

精
査
中

- 介護ロボット・ICTの普及率（12月末を目途にとりまとめ予定）

R5：入所系	〇〇%	→	R8：〇〇%
--------	-----	---	--------

R5：居住系	〇〇%	→	R8：〇〇%
--------	-----	---	--------

- 介護従事者離職率（離職者数／9月30日時点の在籍者数）

R4：14.7%	→	R8：低下
----------	---	-------

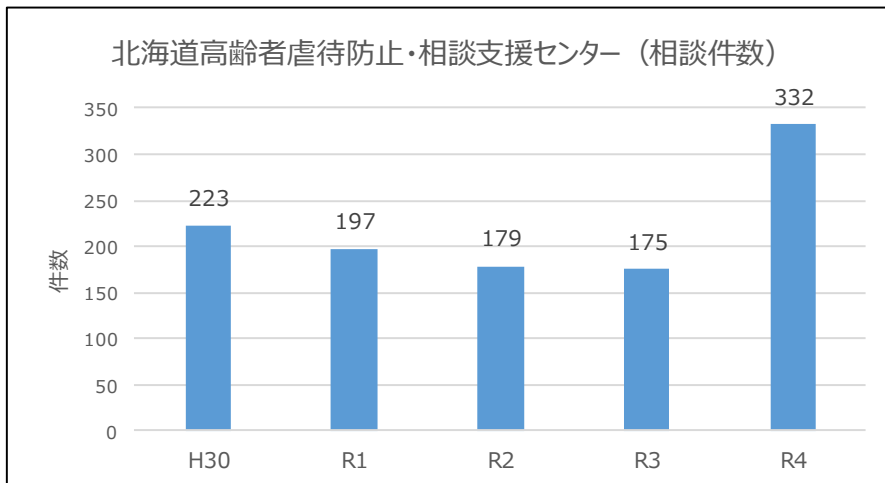
第7節 安全・安心な暮らしの確保

1 高齢者の権利擁護

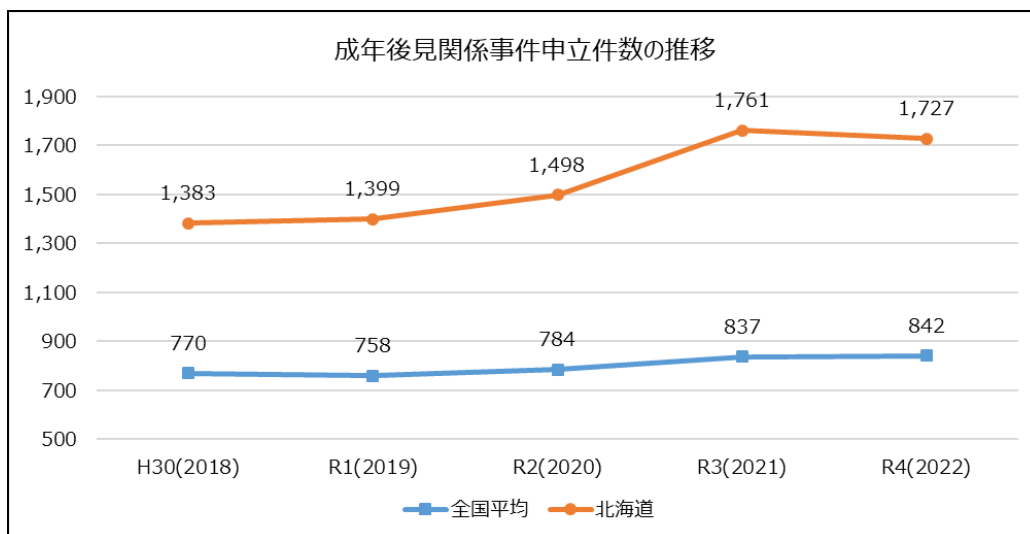
(1) 現状と課題

- 人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくためには、高齢者が尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築することが必要です。
- 例年、高齢者への虐待が発生していることを踏まえ、高齢者虐待の未然防止や早期発見・適切な対応などの充実を図るため、介護施設職員や市町村職員等を対象とする研修や北海道高齢者虐待防止・相談支援センターによる相談対応など、引き続きこれらの取り組みを行う必要があります。
- 認知症や障がいがあることにより、財産管理や日常生活支援等に支障がある高齢者等が、不利益を被ることがないよう、市町村による成年後見制度の普及や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成などの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援していく必要があります。
- また、高齢者の消費者被害の未然防止と早期発見のため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う必要があります。

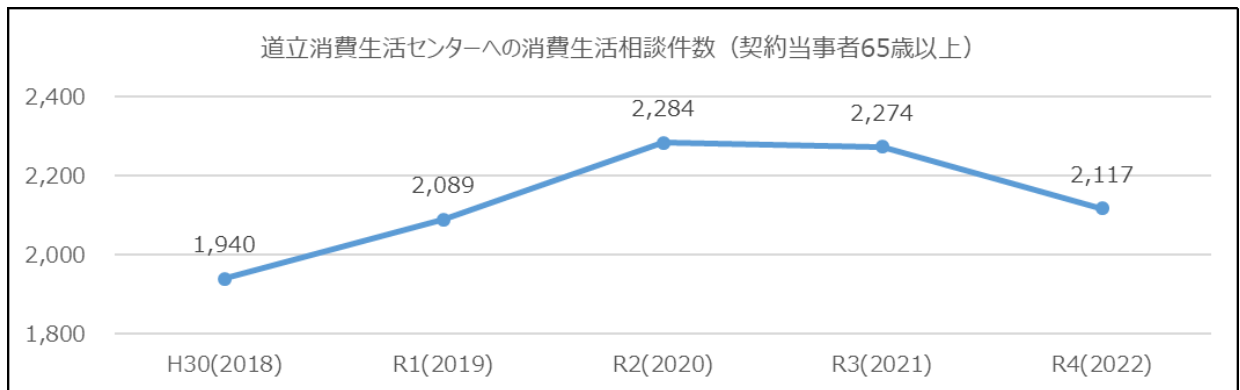
(2) 関連データ



[資料]北海道高齢者虐待防止・相談支援センター実績



[資料] 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」



[資料] 北海道環境生活部調べ

(3) 施策の方向性

- 介護施設職員や市町村職員等に対し、高齢者虐待防止法の理解普及や虐待対応・相談に係る専門知識、身体拘束廃止に関する実践的手法等に関する研修を行い、虐待の未然防止や早期発見などが行われるよう支援を行います。
- 道が設置する高齢者虐待に関する相談・通報窓口について、広く道民等に周知されるよう、啓発用チラシやパンフレットを作成・配布します。
- 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等の権利・利益を保護し、自立した生活を支援するため、市町村が実施する市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修、後見実施機関の設立などの取組を支援するほか、市民後見人などの権利擁護人材養成に関する市町村等向けのセミナーを開催し、担い手の養成などに係る市町村支援を行います。
- 市町村などが地域消費者被害防止ネットワークを新たに設立するための支援のほか、警察や消費者協会等の関係機関・団体との連携構築に向けた支援を行うことにより、地域の見守り体制の構築を推進します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業
 - ・ 高齢者虐待防止・相談支援センターを設置し、虐待防止事例集の発行、研修会の開催、啓発用チラシ・パンフレットの作成・配布を行う。
- 権利擁護人材育成事業
 - ・ 人材養成研修・支援体制構築・フォローアップ研修を行う市町村に対して補助を行う。
 - ・ 市町村が行う各般の研修、効果的な実施方法の普及、好事例の共有など、市町村等向けの研修を開催する。
- 地域福祉生活支援センター運営事業
 - ・ 認知症高齢者などで判断能力が不十分となった方に福祉サービスの利用に関する情報提供、手続の援助、利用料の支払代行などを行う地域福祉生活支援センターに対して補助を行う。
- 消費者行政推進事業（消費者教育及び地域ネットワーク設置推進事業など）
 - ・ 消費者被害防止ネットワーク促進セミナーを開催するなど、地域消費者被害防止ネットワークの新規設立に向けた支援を行う。
 - ・ 北海道消費者被害防止ネットワークニュースを発行するなど、見守り活動のための地域関係の構築に向けた支援を行う。

<目標（アウトプット）>

- 高齢者虐待防止啓発用チラシ・パンフレットの作成・配布 1回／年
- 権利擁護人材養成市町村等セミナー参加者数 20人／年
- 消費者被害防止ネットワーク促進セミナー開催回数及び参加者数 3回 124人／年
- 北海道消費者被害防止ネットワークニュース発行回数 6回／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 北海道高齢者虐待防止・相談支援センターが行う研修会の参加者数
R4：1,573人 → R8：1,626人

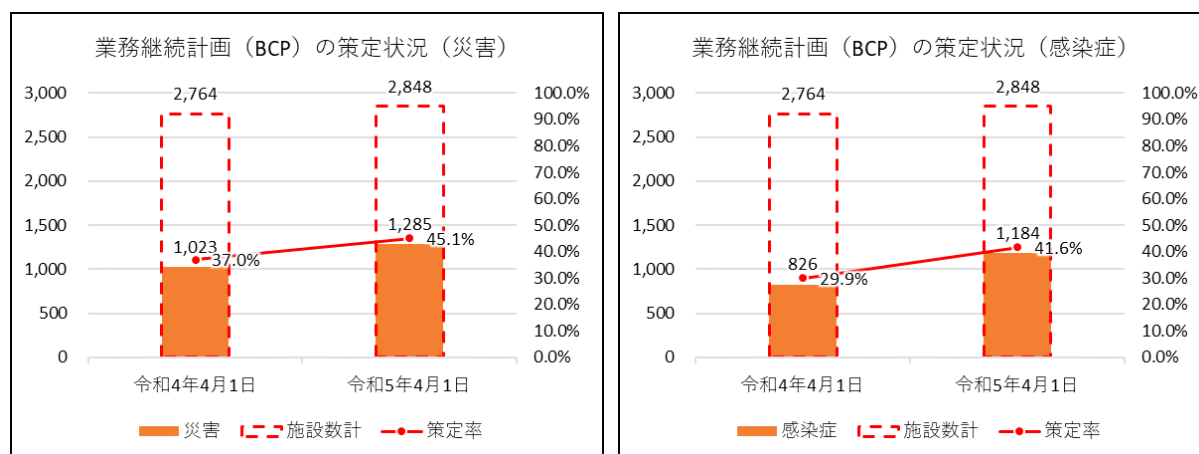
- 成年後見制度や相談窓口に関する周知、広報・啓発を実施している市町村数
R4：135市町村 → R8：全市町村（179市町村）

2 災害・感染症対策の推進

(1) 現状と課題

- 平成30年（2018年）の北海道胆振東部地震で発生した大規模停電をはじめ、令和4年（2022年）に雪害によって送電線や鉄塔が倒壊し、オホーツク地方で発生した大規模停電など、災害はいつやってくるか予期することは困難です。
- 高齢者施設等は災害等で被災した場合や感染症が発生した場合でも、利用者の安全を確保しつつ事業を継続する必要があることから、介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業者は、自然災害及び感染症に係る業務継続計画（BCP）、非常災害対策計画、避難確保計画等を策定し、これらの計画に基づく訓練等を実施することが必要です。
- また、高齢者施設は、感染症への抵抗力が弱い高齢者等が集団で生活する場のため、感染が広がりやすく、被害も大きくなる傾向にあり、予防と感染を拡大させない対策が重要であることから、感染が発生した場合に備え、生活空間の区分けや施設のユニット化、感染が発生した際の対応方針を多くの関係者間で共有しておくことが必要です。

(2) 関連データ



(3) 施策の方向性

- 災害や感染症の発生に備えて高齢者施設等で定める業務継続計画（BCP）等の策定や改訂など、施設等における災害、感染症対策を支援します。
- 利用者が安心して暮らすことができるよう、土砂災害警戒区域などの災害レッド（イエロー）ゾーン内には整備しないほか、災害レッド（イエロー）ゾーン内にある施設等の移転改築に必要な経費を補助します。
- 高齢者施設等における防災・減災対策のため、建物の耐震化改修や非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修等を支援します。
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症等対策のため、簡易陰圧装置の設置や汚染エリアと非汚染エリアを分けるゾーニング費用など、新型コロナ感染防止対策を支援します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険事業者等指定・指導事業（介護保険事業者等指導監督業務）
 - ・ 介護保険事業所等に対して集団指導や運営指導により指導・助言を行う。
- 介護サービス提供基盤等整備事業（災害レッドゾーン等に所在する介護施設の移転改築等整備）
 - ・ 災害レッド（イエロー）ゾーンに所在する高齢者施設について、安全な場所に移転改築するために必要な経費を補助する。
- 社会福祉施設整備事業（北海道老人福祉施設等整備事業[非常用自家発電設備等]）
 - ・ 老人福祉施設等に対して、災害時72時間以上運転可能な非常用自家発電設備や給水設備の整備のほか、水害対策に伴う改修に必要な経費を補助する。
- 社会福祉施設整備事業（老人福祉施設等整備事業）
 - ・ 老人福祉施設等に対して、老朽化・耐震化に伴う改築・大規模修繕等の整備に必要な経費を補助する。
- 介護サービス提供基盤等整備事業（感染症拡大防止）
 - ・ 簡易陰圧装置の設置や汚染エリアと非汚染エリアを分ける施設内のゾーニングなど、感染症の拡大防止対策を行った介護事業所に補助を行う。
- 社会福祉施設における感染拡大防止対策事業
 - ・ 新型コロナ感染拡大防止のために要する経費を支援する。

<目標（アウトプット）>

- 介護保険事業所等に対する実地による指導監督件数 680事業所／年
- 介護サービス提供基盤等整備事業を活用して感染症対策を行った事業所数 34事業所／年
- 介護サービス提供基盤等整備事業及び地域介護・福祉空間整備事業等施設整備交付事業を活用して防災・減災対策を行った事業所数 7事業所／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護老人福祉施設における非常用自家発電設置率（道所管）

R5 : 87.0% → R8 : 87.8%

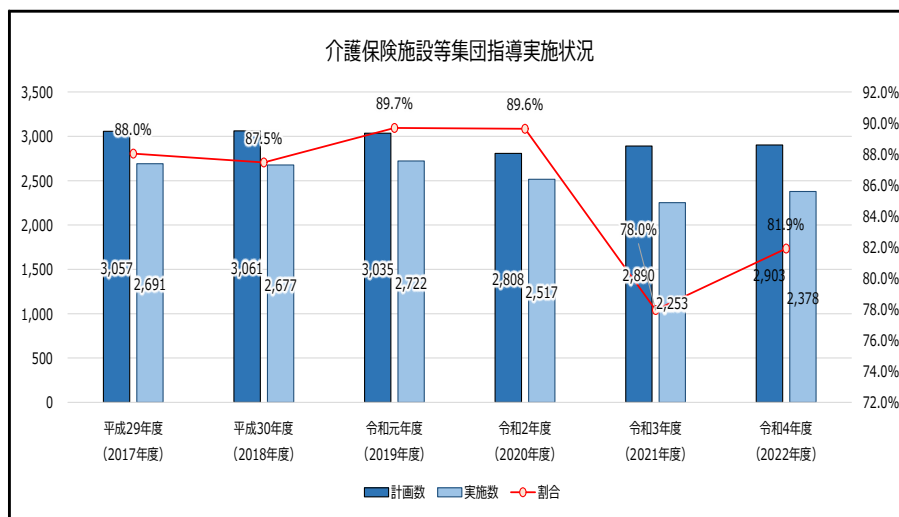
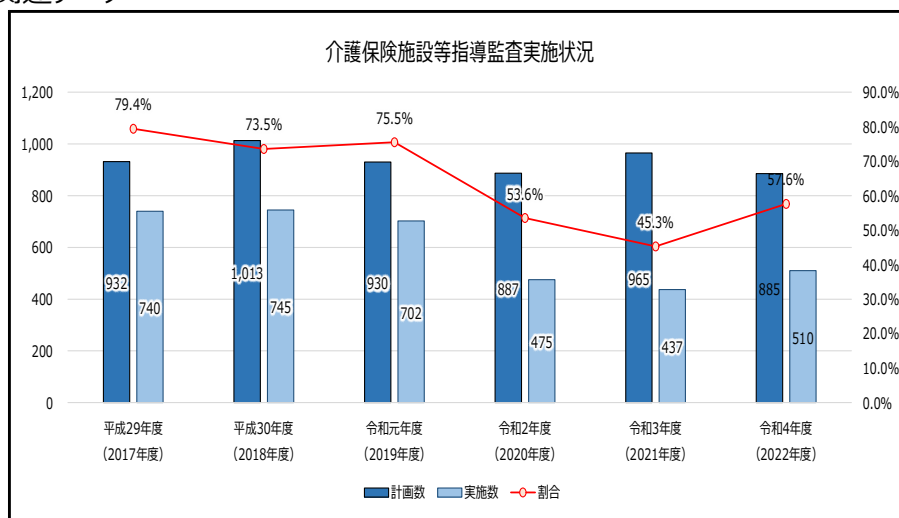
第8節 介護保険制度の適切な運営

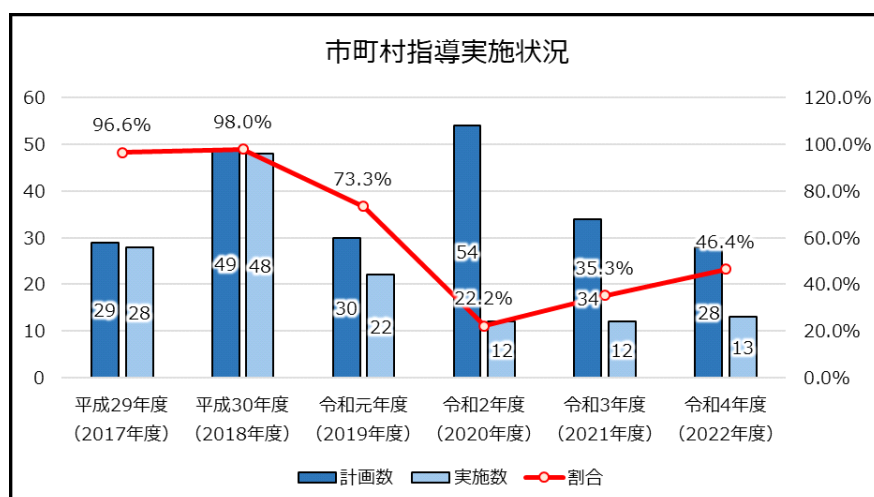
1 介護サービスの質の向上

(1) 現状と課題

- 地域で暮らす高齢者が安心して、適切かつ良質な介護サービスを利用できるよう全ての事業者が適切な運営に取り組む必要があります。
- 介護保険法の改正や介護報酬の改定等に伴い、介護保険制度が複雑化する中、制度が適切に運用され、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業所に対して、制度の周知や適切な指導を行うとともに、市町村に対しても、事業所への適切な指導等を行えるよう支援する必要があります。

(2) 関連データ





(3) 施策の方向性

- 介護サービス事業所への集団指導や運営指導等を通じて、制度の周知や業務継続計画（BCP）の策定、虐待防止のための措置及び職場におけるハラスメントの防止のための措置等に関して、適切な指導・助言を行います。
- 介護報酬の不適切な請求等の不正な行為や基準違反の疑いのある事業所に対しては、迅速かつ重点的な監査を実施します。
- 市町村が指定・指導権限を有する地域密着型の介護サービス事業所や居宅介護支援事業所に対し、指導の均一化及び向上を図るため、市町村と合同で指導等を実施します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険事業者等指定・指導事業（介護保険事業者等指導監督業務）
 - ・ 介護保険法の規定に基づき指定を行った介護サービス事業所に対し、引き続き指定要件や、人員、設備及び運営に関する基準等について指導監督を行うほか、市町村の指定・指導事務の実施状況確認や市町村と合同で事業者指導を行う。
- 介護保険苦情処理事業費補助金
 - ・ 介護サービス利用者等から受理した苦情に対して、内容審査・調査・委員会の開催などを行うとともに、市町村職員等への研修会の開催や情報提供などを行う北海道国民健康保険団体連合会に補助を行う。
- 介護保険推進事業（保険者指導）
 - ・ 介護保険の保険者に対して指導・助言を行う。
- 高齢者保健福祉行政振興対策事業
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅にかかる指導監督を実施する。

<目標>（アウトプット）

- 苦情相談担当者研修会_開催回数 1回/年
- 介護保険事業所等に対する実地による指導監督件数 680件/年
- 業務管理体制確認検査件数 200件/年
- 市町村指導実施件数 25市町村/年
- 介護保険事業保険者指導数 52保険者/年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護サービス別集団指導参加率（参加事業所数/事業所数）

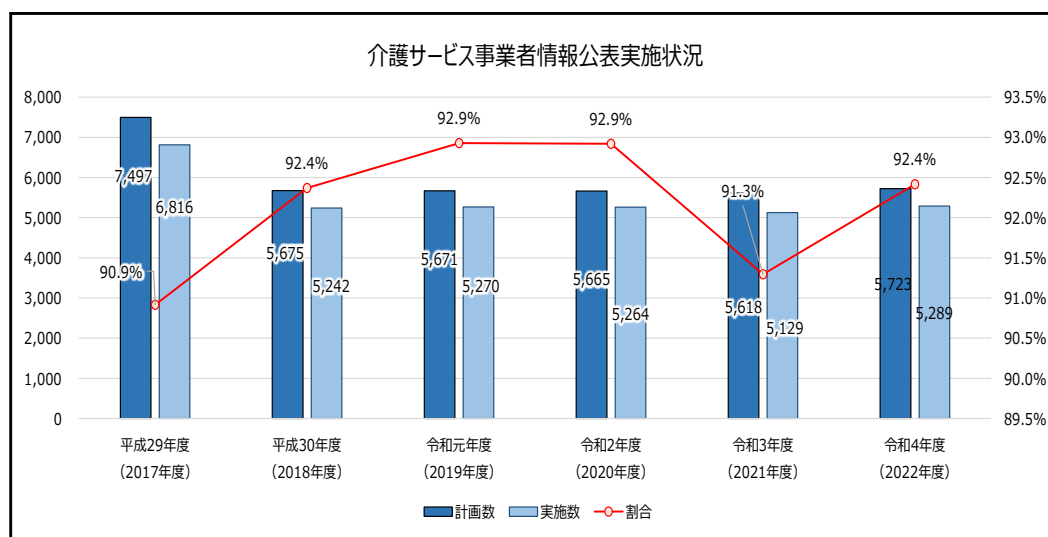
居宅サービス	R4 : 80.3% → R8 : 84.4%
施設サービス	R4 : 91.9% → R8 : 94.8%

2 適切なサービス利用の促進

(1) 現状と課題

- 介護サービス利用者がそれぞれの状態に応じた介護サービスを利用するには、適正に要介護（要支援）認定が行われることが不可欠です。そのためには、申請された方の状態を最初に調査する認定調査員、審査判定を行う介護認定審査会の委員、意見書を作成する主治医など、認定のそれぞれの手続きに関わる者の資質向上に努めることが重要です。
- 令和3年（2021年）4月から介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化により、市町村の判断で要介護認定者も引き続きサービスを利用できるとされるなどの制度改革が行われました。引き続き、住民等に対し、要介護（要支援）認定に係る仕組みや制度を周知していく必要があります。
- 道・市町村、北海道国民健康保険団体連合会が窓口となって苦情・相談に対応し、介護サービスの質の確保や介護保険制度に対する信頼性の向上、安定的な制度運営に努めていますが、寄せられた苦情・相談を介護サービス事業者への指導等に反映させ、より適切な介護サービスの提供につなげる必要があります。
- 介護サービスの利用者等の適切な事業所選択に資するよう、介護サービス情報公表制度をより周知していく必要があります。

(2) 関連データ



(3) 施策の方向性

- 認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対する研修を実施します。要介護（要支援）認定が適切に実施されるよう、公平かつ公正な調査及び審査判定の実施、主治医意見書のより適切な記載方法等を支援します。
- 介護を必要とする方が介護サービスを利用するための申請等を円滑に行うことができるよう、要介護（要支援）認定の仕組みや制度について、道民等に周知を図ります。
- 介護サービス事業者が苦情に適切に対応し、利用者に適正なサービスを提供できるよう、集団指導及び運営指導において事業者に対して必要な指導・助言を行います。
- 介護サービス利用者が最適な事業所を選択できるよう支援する介護サービス情報の公表制度について、広く周知するとともに、より多くの対象事業所に公表制度を活用するよう働きかけます。
- 保険者が行った要介護（要支援）認定、保険料の賦課徴収に関する行政処分等に対する不服の審理及び裁決を行う第三者機関として、北海道介護保険審査会を運営します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 認定調査員等研修事業
 - ・ 認定調査員、介護保険審査会委員、市町村職員、主治医に対して研修会を開催する。
- 介護保険事業者等指定・指導事業（介護保険事業者等指定業務）
 - ・ 介護保険事業者の指定・変更申請等に係る各種情報の管理を行い、各月の指定状況等を公表する。
- 介護サービス情報開示支援事業
 - ・ 介護サービス情報公表制度で事業所から報告されるサービス情報についての調査を行うとともに、介護事業所の職員体制や利用料金などの基本情報、身体拘束を廃止する取組の有無などの運営情報を公表する。
- 介護保険審査会運営事業
 - ・ 介護保険法及び行政不服審査法等に基づき、保険者が被保険者に対して行った行政処分の内容に審査請求が行われた際に、北海道介護保険審査会を開催する。

(5) 達成目標（アウトプット・アウトカム）

- 介護サービス情報公表対象事業者の公表割合（公表件数／対象事業所数）

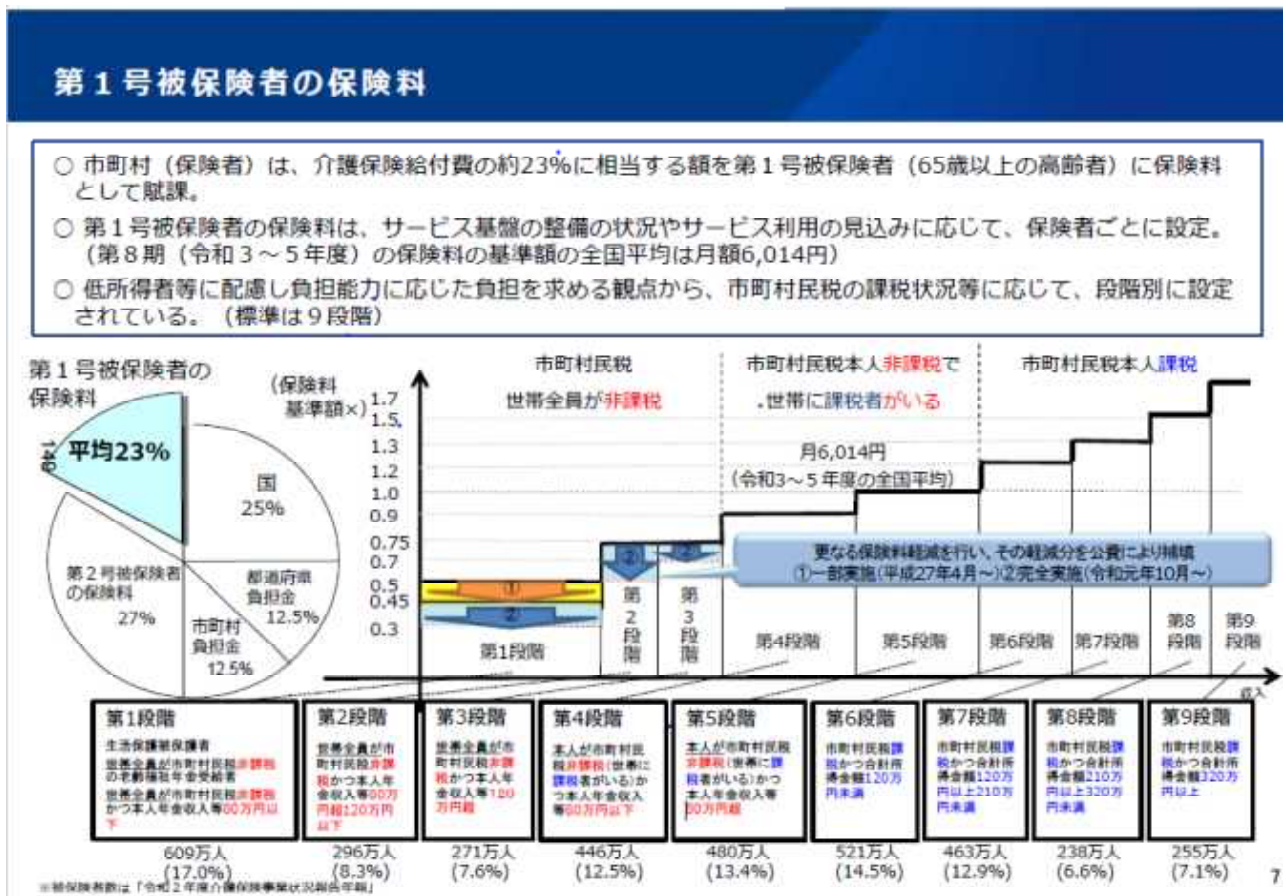
R3 : 91.3% → R8 : 93.8%

3 保険財政への支援と低所得者の負担軽減

(1) 現状と課題

- 介護保険制度は、市町村が運営主体となって、被保険者が納める介護保険料と公費で運営されており、介護保険料は、市町村（保険者）ごとに、介護サービスにかかる費用の総額と、65歳以上の方の人口をもとに計算され、負担能力に応じた保険料が賦課されており、市町村の介護保険財政が悪化した場合等には、必要に応じて財政支援を行うなど、介護保険制度の安定的かつ適正な運営を図る必要があります。
- また、介護サービス利用者は、サービスに要した費用の1～3割を利用料として負担することとなり、介護サービスが低所得者にとって利用しやすいものとなるよう、適切な保険料の設定や利用者負担の軽減の充実が求められています。

(2) 関連データ



[資料] 全国介護保険担当課長会議資料（令和5年7月31日(月)）介護保険計画

(3) 施策の方向性

- 見込を上回るサービス利用に伴う給付費の増加や、保険料収納率の悪化等により、保険財政に不足が生じた市町村に対し、財政安定化基金による資金の貸付または交付を行うとともに、制度の運営状況を踏まえた技術的助言を行うなど、介護保険制度の安定かつ適切な運営を推進します。
- 介護保険料の賦課にあたり、世帯非課税者等の低所得者への保険料の減免措置を行った市町村に対し、保険料の軽減に要した費用を負担します。
- 介護サービス利用料の自己負担額に関して、低所得者の負担額の軽減等を実施した社会福祉法人等への助成を行った市町村に対し、国の要綱に基づき、その費用の一部を補助します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険財政安定化基金
 - ・ 保険料の収納率や給付費の見込誤りなどにより、市町村の介護保険財政が歳入不足となった際に貸付や交付を行うため、基金を設置して運用する。（取崩型基金）
- 介護保険給付費負担金
 - ・ 介護保険制度における介護給付及び予防給付に要する費用を負担する。
- 介護保険料軽減負担金
 - ・ 介護保険制度における世帯非課税者等に対する保険料軽減に要する費用を負担する。
- 介護サービス利用者負担軽減事業費補助金
 - ・ 市町村民税非課税世帯など低所得者の利用者負担を軽減した社会福祉法人等に助成を行った市町村に対して補助を行う。

<目標（アウトプット）>

- 利用者負担額軽減制度の対象者数 8,300人／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の実施保険者数

R4 : 136保険者 → R8 : 151保険者

4 介護給付適正化の推進

(1) 現状と課題

- 介護給付の適正化とは、介護給付（介護サービス）を必要とする高齢者を適切に認定（要介護[要支援]認定）し、高齢者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼と制度の持続可能性を高めていくものです。
- 介護給付の適正化を推進する観点から、これまで「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を実施してきましたが、保険者の事務負担の軽減、効果的・効率的な事業実施とするため、主要5事業について、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業に再編され、実施内容の充実化を図りながら、全ての保険者において実施することが求められます。

(2) 関連データ

事業	見直しの方向性	見直し後
要介護認定の適正化	・要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	・一本化する。 ・国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。（協議の場で検討）	ケアプランの点検 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査		
医療情報との突合・縦覧点検	・費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、国保連への委託を進める。（協議の場で検討）	医療情報との突合・縦覧点検
介護給付費通知	・費用対効果が見えにくいいため、主要事業から外す。	

[資料] 全国介護保険担当課長会議資料（令和5年7月31日(月)）介護保険計画

(3) 施策の方向性

- 適正化事業の実施主体である保険者に対し、自ら主体的・積極的に給付の適正化に取り組むことができるよう、北海道国民健康保険団体連合会等と連携し、支援を行います。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険推進事業（介護給付適正化推進特別事業）
 - ・「医療情報との突合・縦覧点検」を道国保連に業務委託して実施するほか、保険者等の介護保険担当者向け説明会等を開催し、適正化事業に係る最新動向や適正化システム帳票活用等について周知する。
 - ・「ケアプラン等の点検」を推進するため、専門職のアドバイザー派遣等を実施する。

<目標（アウトプット）>

- 介護保険担当者説明会__保険者数 156保険者/年
- 適正化ブロック説明会__保険者数 156保険者/年
- ケアプラン等の点検に係るアドバイザー派遣等__保険者数 3保険者/年
- 「医療情報との突合・縦覧点検」の実施 156保険者/年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 要介護認定の適正化

R2 : 142保険者 → R8 : 156保険者

- ケアプラン等の点検を行っている保険者数

R2 : 112保険者 → R8 : 156保険者

※ R2は「ケアプランの点検」の実施数。

- 医療情報との突合・縦覧点検を行っている保険者数

R2 : 149保険者 → R8 : 156保険者